

第2次

川俣町のち支える自殺対策計画

令和6年3月

川 俣 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の期間	2
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の策定体制	3
第2章 川俣町をめぐる自殺の現状	4
第1節 統計データからみる現状	4
第2節 住民アンケート調査結果からみる現状	14
第3節 自殺の特徴と対策が優先されるべき対象群	20
第3章 計画の基本的な方向性	22
第1節 基本理念	22
第2節 自殺対策の基本認識	22
第3節 自殺対策の基本方針	23
第4節 自殺対策における連携の考え方	24
第5節 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	25
第6節 計画の数値目標	26
第7節 施策の体系	27
第4章 基本施策	28
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	28
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	31
基本施策3 住民一人一人の気づきと見守りの促進	34
基本施策4 生きることの促進要因への支援	36
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	43
第5章 重点施策	45
重点施策1 高齢者に対する自殺対策推進	45
重点施策2 生活困窮者に対する自殺対策推進	51
重点施策3 子育てに関わる自殺対策推進	55

第6章 関連施策.....	61
第1節 生きることの包括的な支援関連施策.....	61
第7章 自殺対策推進体制.....	71
第1節 自殺対策組織の関係図.....	71
第2節 主な評価指標と検証・評価.....	73
資料編.....	76
第1節 計画の策定経過.....	76
第2節 川俣町のいち支える自殺対策推進本部設置要綱.....	77
第3節 川俣町のいち支える自殺対策推進協議会設置規則.....	78
第4節 川俣町のいち支える自殺対策推進協議会委員名簿.....	79

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成10年から14年にわたって、年間3万人を超える深刻な状態にありました。その後、自殺者数は年々減少傾向がみられましたが、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの影響を受けた令和2年は、11年ぶりに増加に転じ、依然として2万人を超える状況が続いています。そして、人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率についても、主要先進7か国（日本、フランス、アメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ）の中で最も高くなっています。

自殺は「個人の問題」とされていましたが、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行されたことにより、「社会の問題」として広く認識されるようになりました。その後、平成28年4月に施行された改正「自殺対策基本法」では、自殺対策における地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に係る必要な支援を受けることができるよう、すべての都道府県及び市町村に「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

また、「自殺対策基本法」に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が平成19年6月に策定されたのち、令和4年10月に、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺総合対策における基本認識や推進すべき重点施策を掲げる「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」として見直され、閣議決定されました。この見直しでは、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などが新たに追加され、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を目指すものとされました。

本町では、平成31年3月に「川俣町のいのち支える自殺対策計画」を策定し、本町における自殺を取り巻く課題の把握と「生きることへの包括的な支援」としての自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図ってきました。このたび、令和5年度に計画期間が満了することから、「第2次川俣町のいのち支える自殺対策計画」を策定し、より一層の充実を図るものであります。

第2節 計画の期間

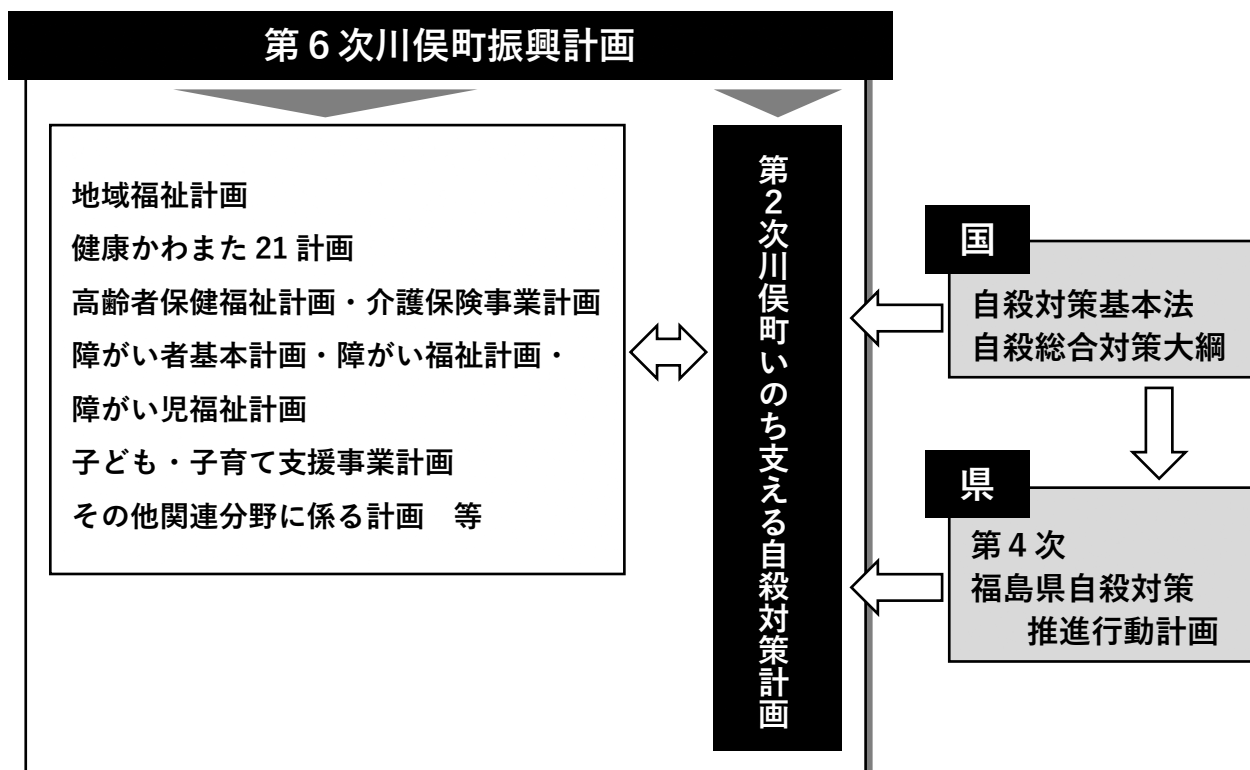
本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間です。なお、計画期間においても社会情勢の変化や国・県の計画の変更に応じ、必要な見直し等の検討を行います。

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
第1次川俣町のち支える自殺対策計画 (令和元年度～令和5年度)					第2次川俣町のち支える自殺対策計画 (令和6年度～令和10年度)				
				見直し					見直し

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺対策基本法」の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえて、本町の自殺対策に係る行動指針を示すものです。

また、本町の「第6次川俣町振興計画」を上位計画として整合性を図るとともに、福祉部門の「地域福祉計画」「健康かわまた21計画」などの他計画との連携を図り、策定しました。



第4節 計画の策定体制

1 川俣町のち支える自殺対策推進協議会

計画策定にあたり、学識経験者や保健福祉及び医療関係者、地域活動団体等関係者、その他町長が必要と認める者で構成される川俣町のち支える自殺対策推進協議会を設置し、計画策定に係る調査・審議を行いました。

2 川俣町のち支える自殺対策推進本部

計画策定にあたり、町長を本部長とし、副町長、教育長及び課長等により構成される川俣町のち支える自殺対策推進本部を設置し、計画策定に係る調査・検討を行いました。

3 アンケート調査の実施

住民の現状や自殺対策に対する意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

4 パブリックコメントの実施

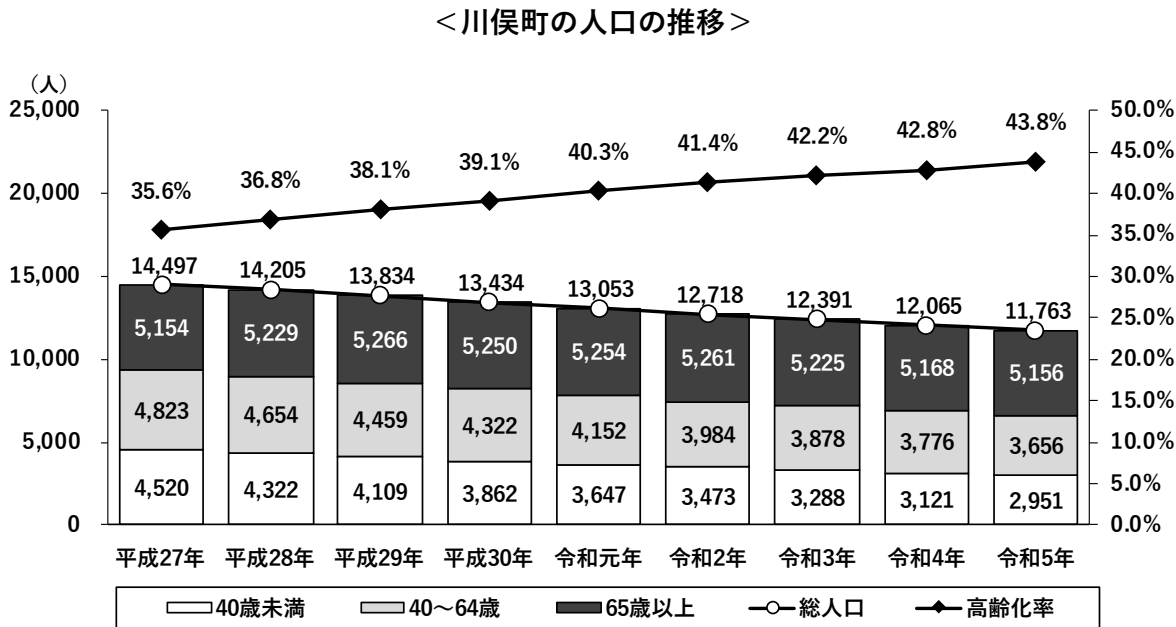
住民や関係者の意見を反映させるため、計画（案）について、令和5年12月14日から令和5年12月27日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

第2章 川俣町をめぐる自殺の現状

第1節 統計データからみる現状

1 人口及び世帯

本町の総人口は、令和5年9月末日現在、11,763人で高齢化率は43.8%となっています。また、令和2年10月1日現在の一般世帯総数は4,771世帯で、そのうち、65歳以上の高齢者のいる世帯は3,167世帯で、一般世帯総数の66.4%を占めています。全国、福島県と比較してみると、福島県を17.5ポイント、全国を25.7ポイント上回っています。



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

＜高齢者のいる世帯の推移＞

（単位：実数（世帯）、構成比（%））

区 分		川俣町				福島県	全国
		平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和 2年	令和 2年
高齢者のいる世帯	実数	3,158	3,189	3,322	3,167	361,911	22,655,031
	構成比	59.4	61.6	61.1	66.4	48.9	40.7
高齢者夫婦世帯	実数	496	513	582	649	75,949	5,830,834
	構成比	9.3	9.9	10.7	13.6	10.3	10.5
高齢単身世帯	実数	446	548	731	781	87,168	6,716,806
	構成比	8.4	10.6	13.4	16.4	11.8	12.1
一般世帯総数	実数	5,320	5,173	5,437	4,771	740,089	55,704,949

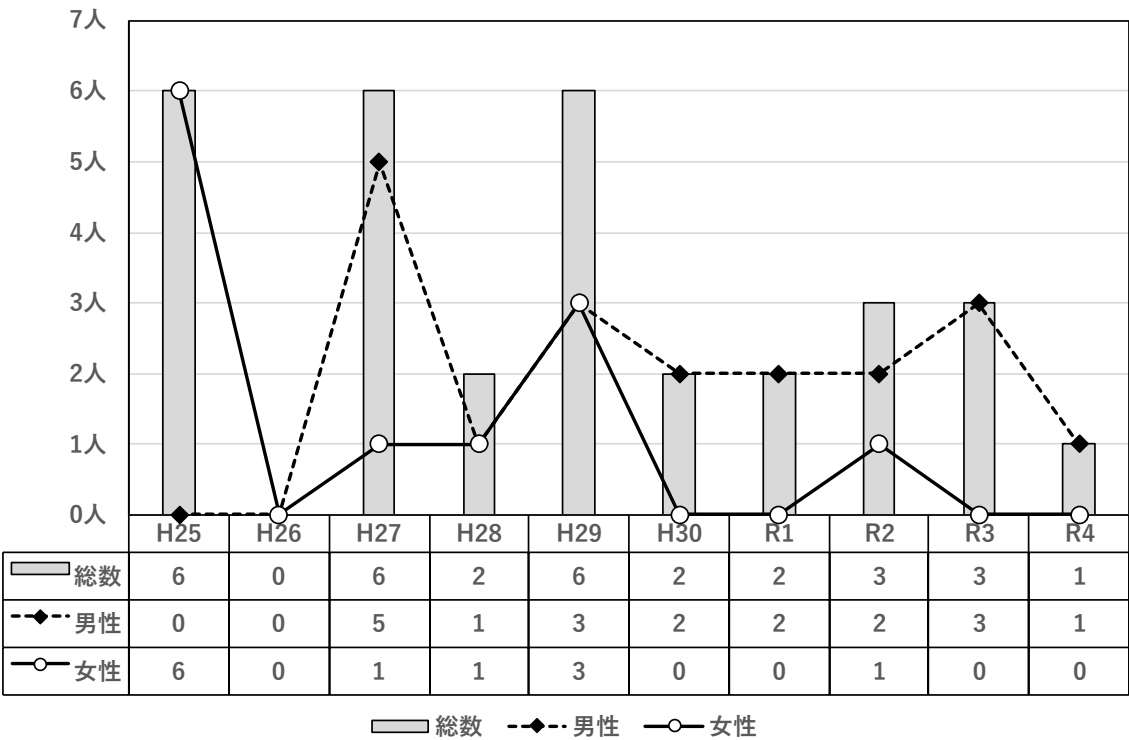
資料：国勢調査

2 自殺者数

本町の年間自殺者数は、平成 25 年から令和 4 年までの 10 年間の全体平均は 3 人となっており、そのうち男性は平均 2 人、女性は平均 1 人となっています。また、男性は平成 27 年の 5 人、女性は平成 25 年の 6 人が最も多くなっています。

近年は、男性の自殺者数が、過半数を占める状況が続いています。

<川俣町の自殺者数の推移>



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

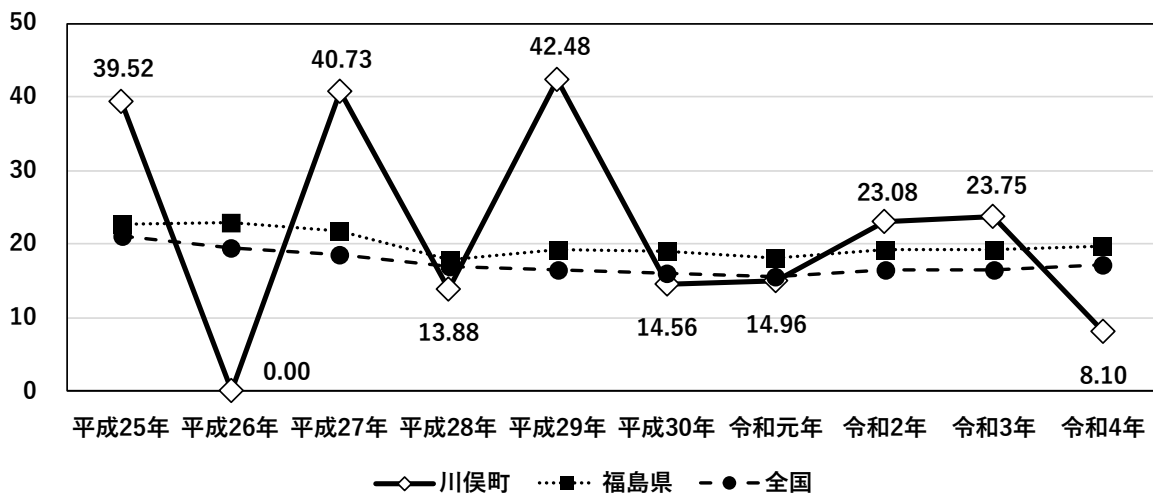
3 自殺死亡率

人口 10 万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率は、平成 25 年から令和 4 年までの 10 年間での平均は 22.11 となっています。福島県、全国は概ね 20 前後で推移している状況です。

過去 10 年間では、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間平均 27.32 がピークであり、県を 6.41 ポイント、全国を 8.77 ポイント上回っています。以降の 5 年間平均は概ね横ばいの状況が続いていましたが、平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間平均は福島県を下回る率となっています。

<自殺死亡率の推移>

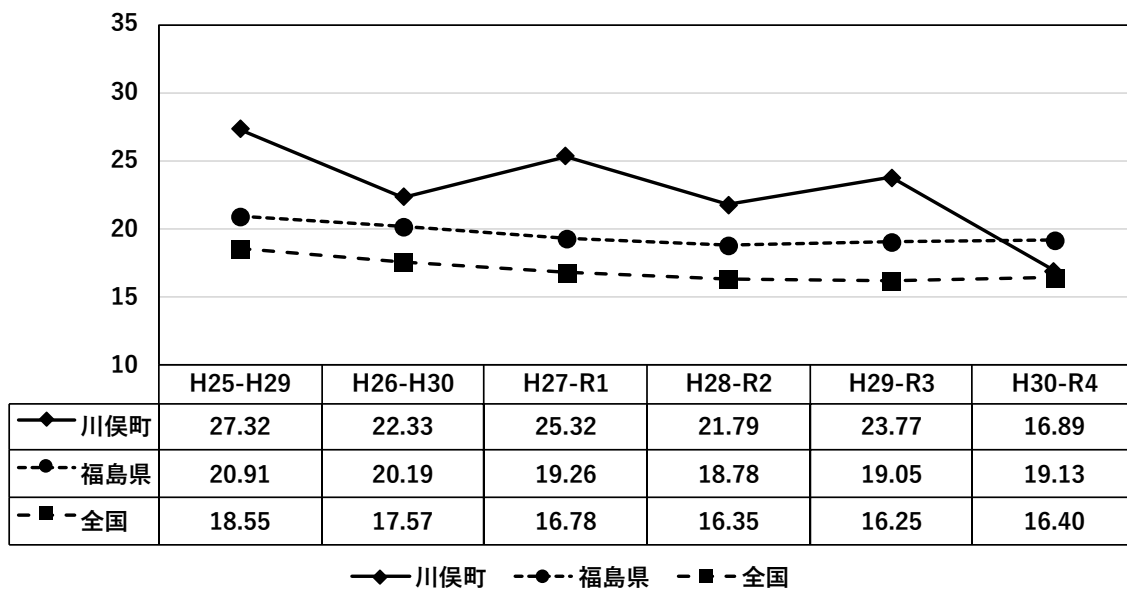
(人口10万対)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

<自殺死亡率の推移（5年間平均）>

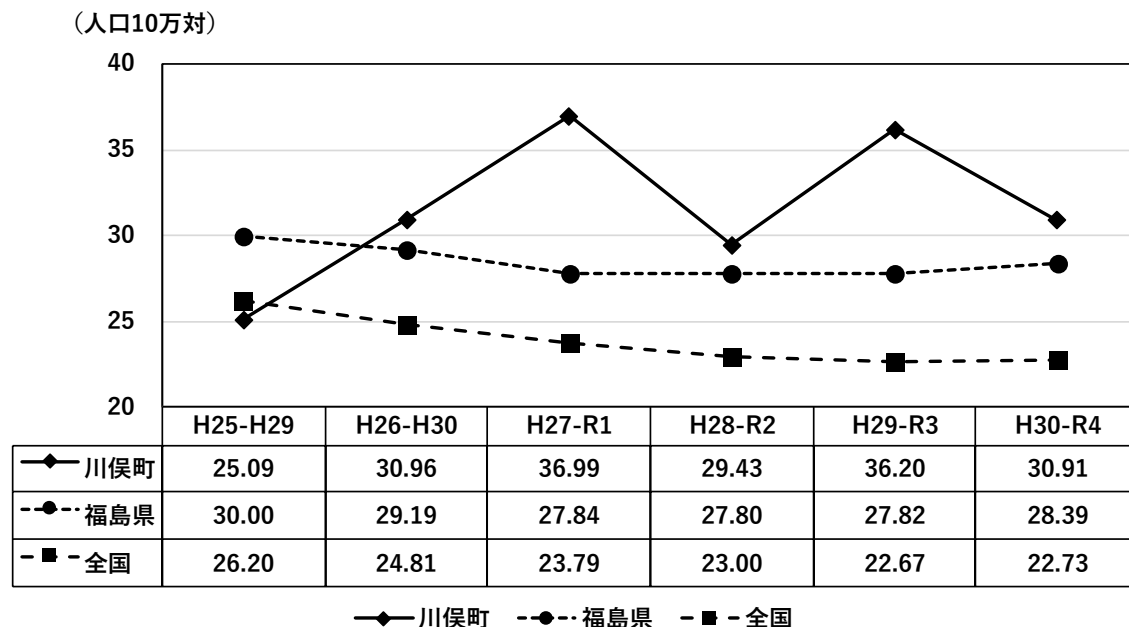
(人口10万対)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

男性の自殺死亡率（5年間平均）は、平成 25 年から平成 29 年までの5年間平均は、25.09 と、福島県、全国を下回っていたものの、それ以外の期間においては、福島県、全国を上回り推移している状況です。

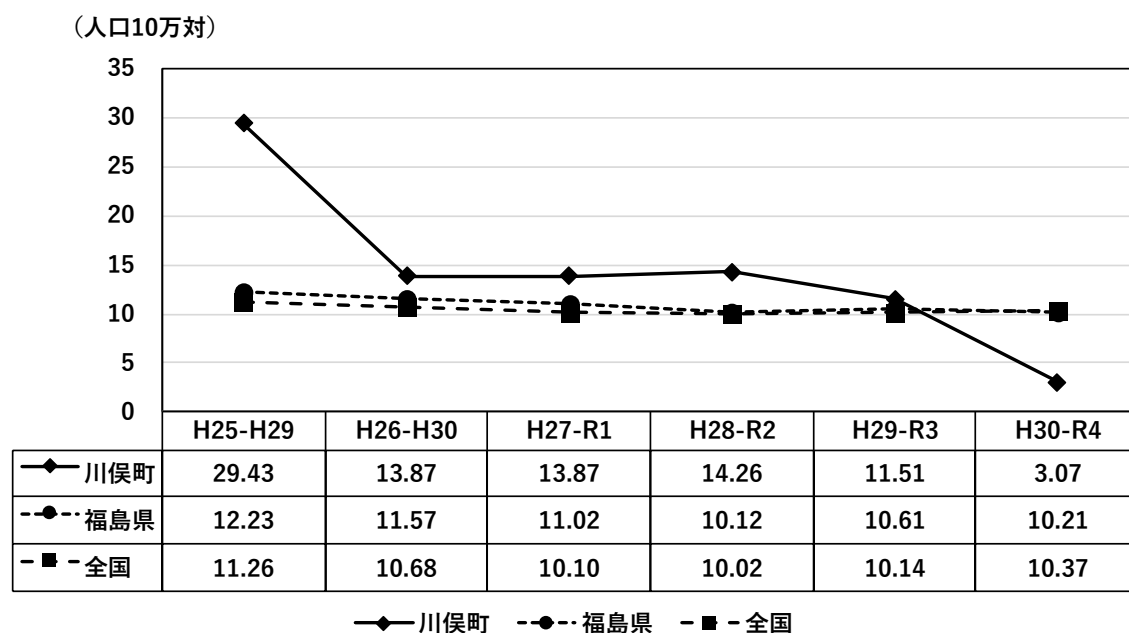
<自殺死亡率の推移_男性（5年間平均）>



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

女性の自殺死亡率（5年間平均）は、平成 25 年から平成 29 年までの5年間平均 29.43 と、福島県、全国を大きく上回っていたものの、その後は、減少に転じて横ばいの状況が続いていましたが、平成 30 年から令和4年までの5年間平均は 3.07 と、福島県、全国を下回る率となっています。

<自殺死亡率の推移_女性（5年間平均）>



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

< 自殺者数・自殺死亡率の推移 >

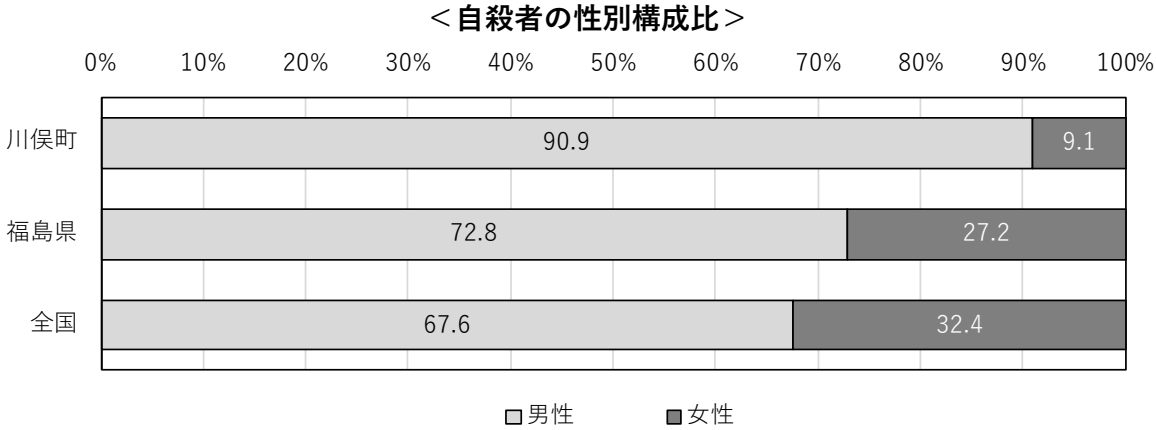
単位：自殺者数（人）、自殺死亡率（人口 10 万対）

		H25-R4 平均	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
川俣町	自殺者数	3	6	0	6	2	6
	自殺死亡率	22.11	39.52	0.00	40.73	13.88	42.48
福島県	自殺者数	385	450	452	428	350	374
	自殺死亡率	20.02	22.72	22.87	21.78	17.91	19.29
全国	自殺者数	22,299	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127
	自殺死亡率	17.47	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52
		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
川俣町	自殺者数	2	2	3	3	1	
	自殺死亡率	14.56	14.96	23.08	23.75	8.10	
福島県	自殺者数	367	346	365	359	362	
	自殺死亡率	19.12	18.20	19.39	19.27	19.66	
全国	自殺者数	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723	
	自殺死亡率	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25	

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

4 性別

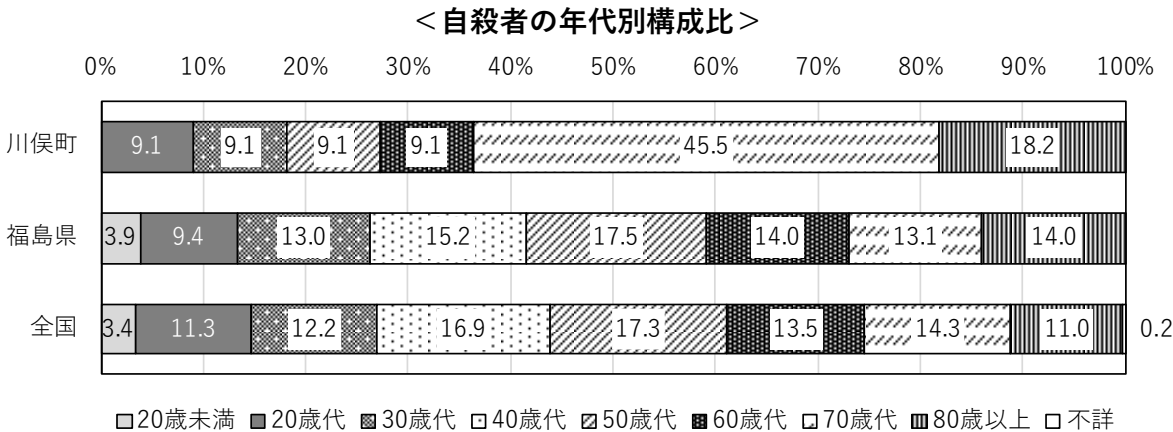
自殺者の性別の割合は、「男性」は 10 人で 90.9%、「女性」は 1 人で 9.1%となっています。福島県や全国と比較すると、「男性」の割合が多い傾向にあります。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成 ※平成 30 年から令和 4 年の各年次確定値を合算

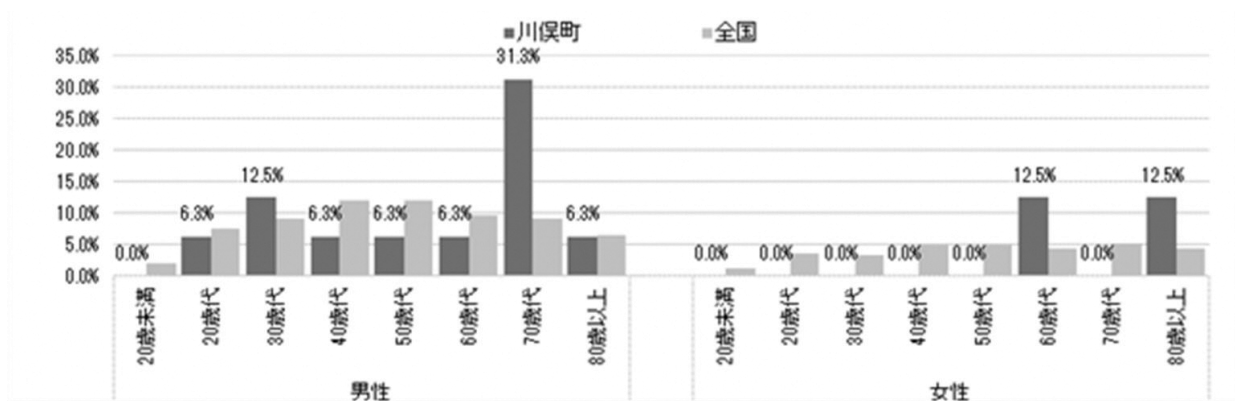
5 年代

自殺者の年代別の割合は、「70 歳代」が 45.5%で最も高く、次いで「80 歳以上」が 18.2%となっています。福島県や全国では、40 歳代、50 歳代が多く、本町の 70 歳代以上が 6 割を超える現状は、大きな特徴といえます。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成 ※平成 30 年から令和 4 年の各年次確定値を合算

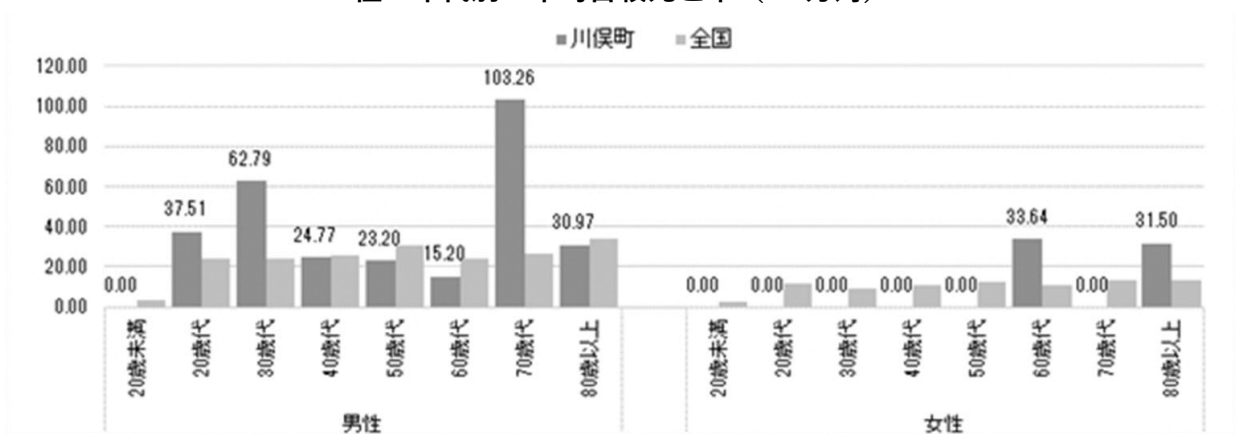
< 性・年代別の自殺者割合 >



資料：「地域自殺実態プロファイル」より

町の性・年代別の自殺者割合について、男性は30歳代、70歳代、女性は60歳代、80歳以上で全国を上回っています。

< 性・年代別の平均自殺死亡率（10万対） >

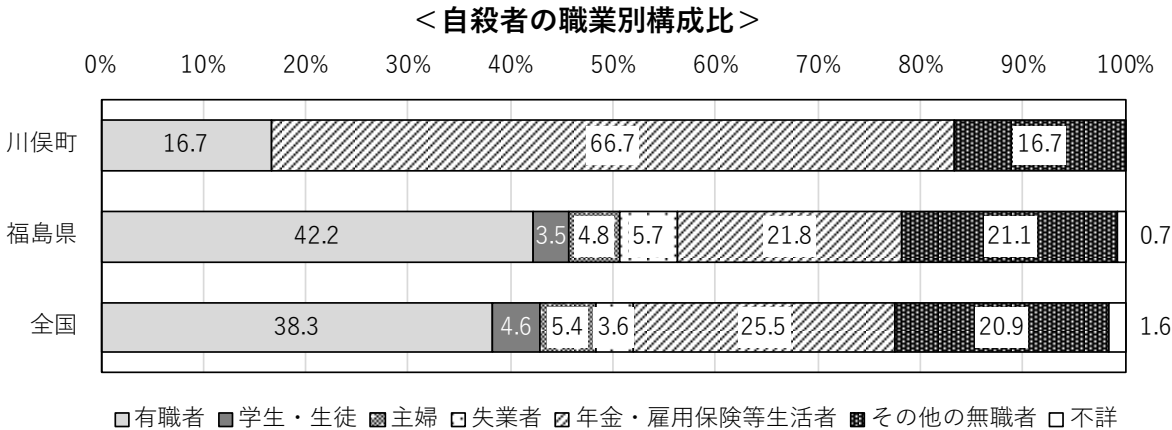


資料：「地域自殺実態プロファイル」より

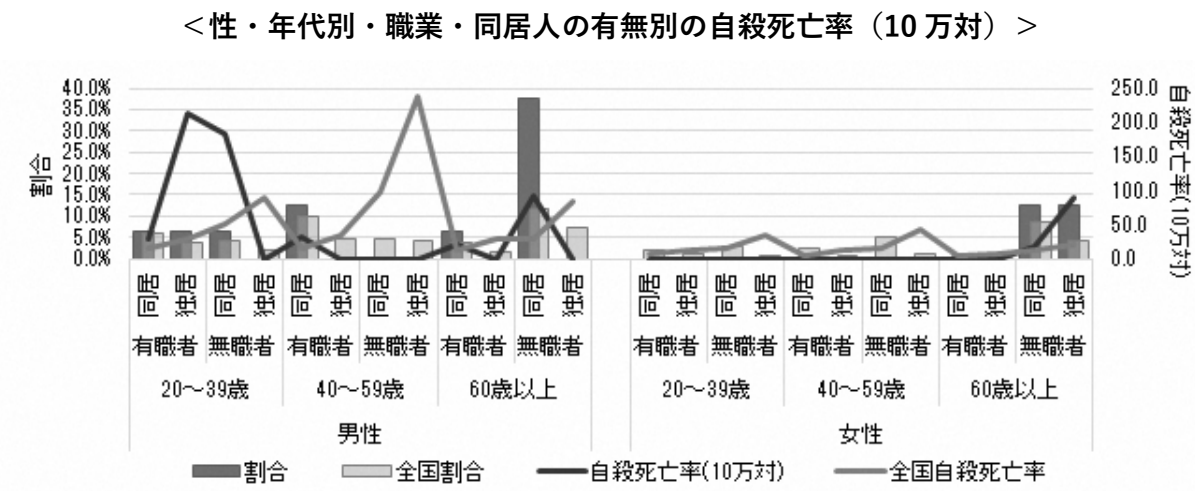
町の平均自殺死亡率（10万対）については、男性は30歳代、70歳代、女性は60歳代、80歳以上で全国を大きく上回っています。

6 職業

自殺者の職業別の割合について、70 歳代以上の高齢者が多い本町では、「年金・雇用保険等生活者」が 66.7%で最も高くなっています。自殺者の約半数が 20 歳代～50 歳代である福島県や全国の傾向では、働いている人が約 4 割、働いていない人が約 6 割となっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成 ※平成 30 年から令和 4 年の各年次確定値を合算

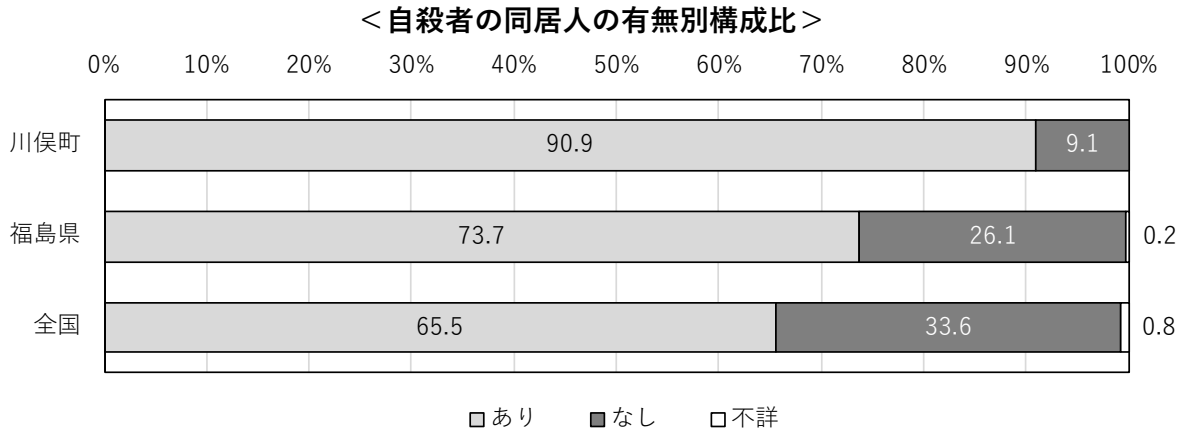


資料：「地域自殺実態プロファイル」より

性・年代別・職業・同居人の有無別の自殺死亡率（10 万対）は、男性は 20～39 歳の「有職者・同居」、「有職者・独居」、「無職者・同居」、40～59 歳の「有職者・同居」、60 歳以上の「有職者・同居」、「無職者・同居」で全国を上回っています。女性は 60 歳以上の「無職者・同居」、「無職者・独居」で全国を上回っています。

7 同居人の有無

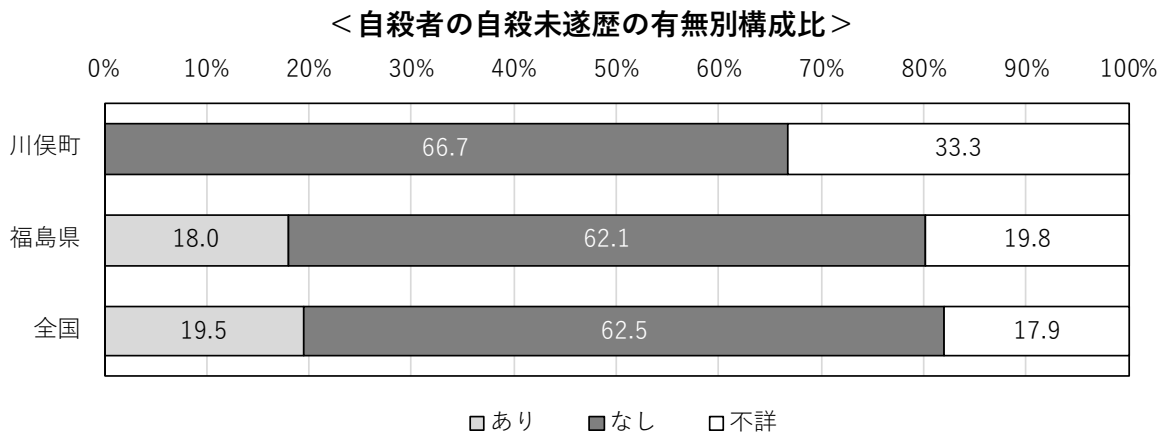
自殺者の同居人の有無別割合は、「あり」が90.9%、「なし」が9.1%となっています。福島県や全国と比較すると、「あり」の割合が多い傾向にあります。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成 ※平成30年から令和4年の各年次確定値を合算

8 自殺未遂歴の有無

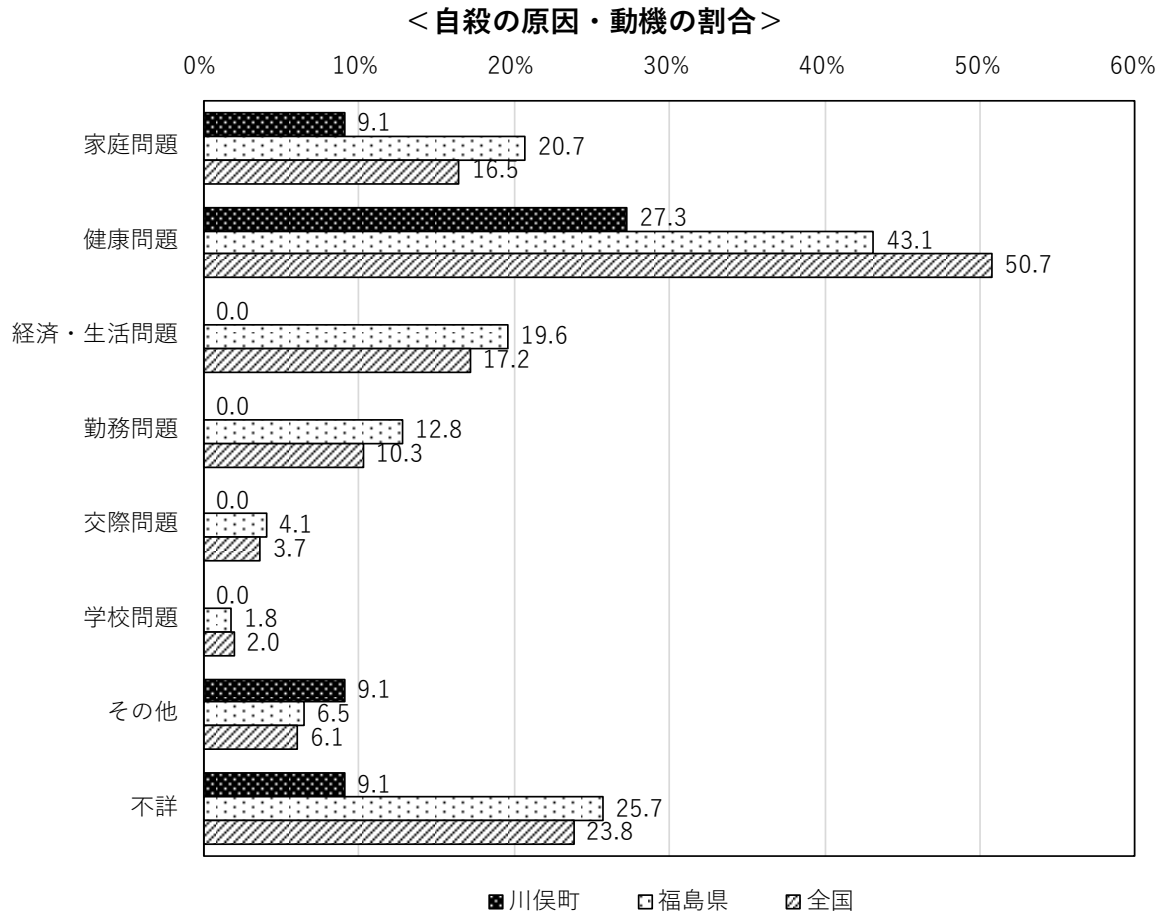
自殺者の自殺未遂歴の有無別割合は、「あり」が0.0%、「なし」が66.7%、「不詳」が33.3%となっています。なお、福島県や全国の傾向をみると、「あり」が約2割、「なし」が約6割となっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成 ※平成30年から令和4年の各年次確定値を合算

9 自殺の原因・動機

自殺の原因・動機は、「健康問題」が27.3%で最も高く、次いで「家庭問題」「その他」がともに9.1%となっています。なお、福島県や全国の傾向をみると、「健康問題」が突出して高く、「家庭問題」「経済・生活問題」も高くなっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成 ※平成30年から令和4年の各年次確定値を合算

第2節 住民アンケート調査結果からみる現状

1 調査の概要

- 調査対象者：町内在住で16歳以上の人 920人
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和5年7月10日～令和5年7月28日（8月15日到着分まで集計）
- 回収率：回収数234件（回収率25.4%）

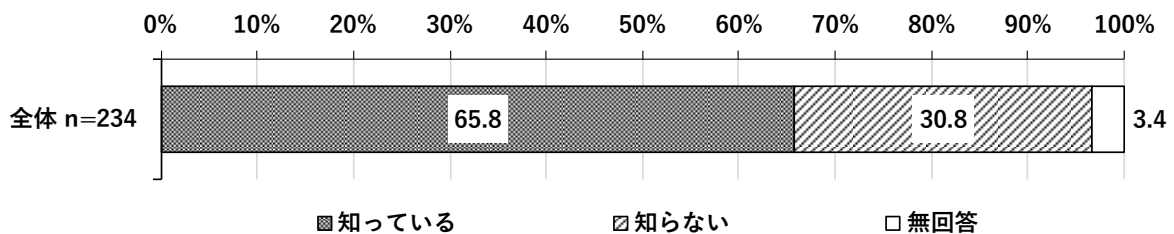
2 結果の見方について

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を母数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

3 調査の結果（抜粋）

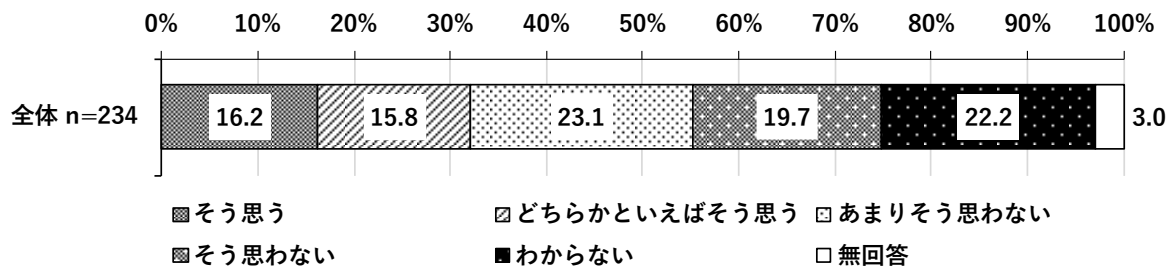
（1）毎年多くの方が自殺で亡くなっていることを知っているか

毎年多くの方が自殺で亡くなっていることの認知度は、「知っている」が65.8%、「知らない」が30.8%となっています。



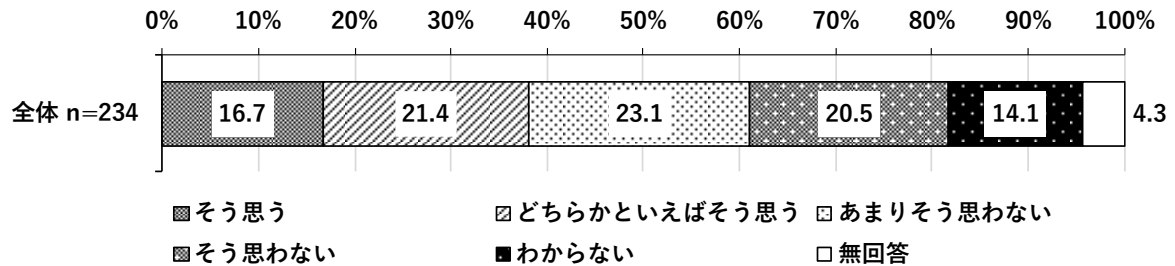
（2）自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うか

自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」が32.0%、「あまりそう思わない」と「そう思わない」が42.8%と、10.8ポイント上回っています。



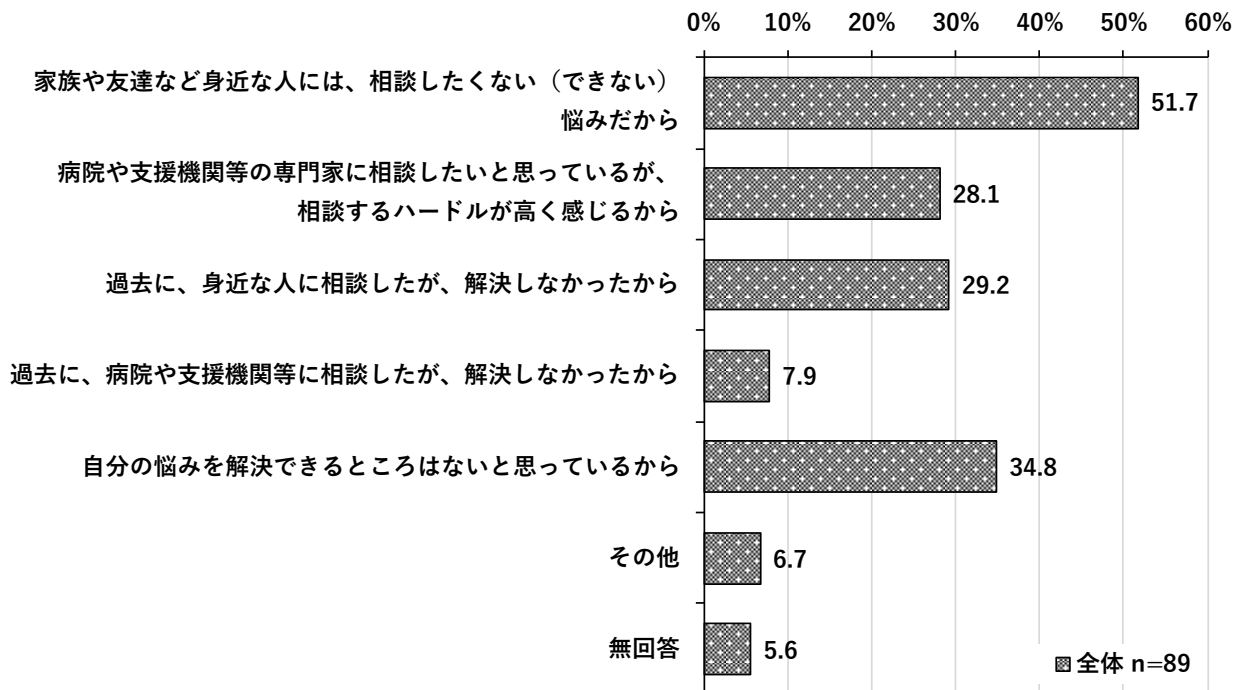
（３）悩みを抱えたときなど、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか

悩みを抱えたときなど、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」が38.1%、「あまりそう思わない」と「そう思わない」が43.6%と、5.5ポイント上回っています。



（４）誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由

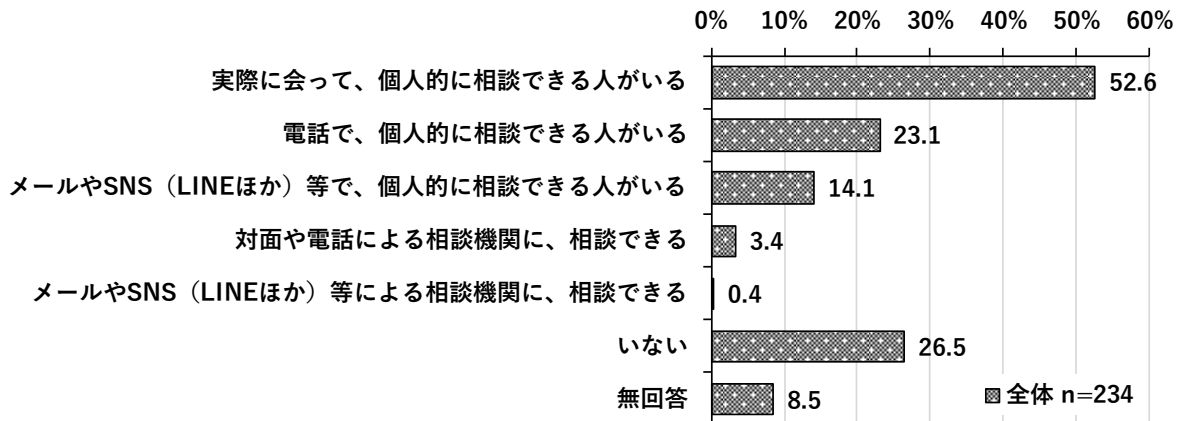
ためらいを感じる理由については、「家族や友達など身近な人には、相談したくない（できない）悩みだから」が51.7%で最も高く、次いで「自分の悩みを解決できるところはないと思っているから」が34.8%、「過去に、身近な人に相談したが、解決しなかったから」が29.2%となっています。



（５）あなたの不安や悩み、つらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人

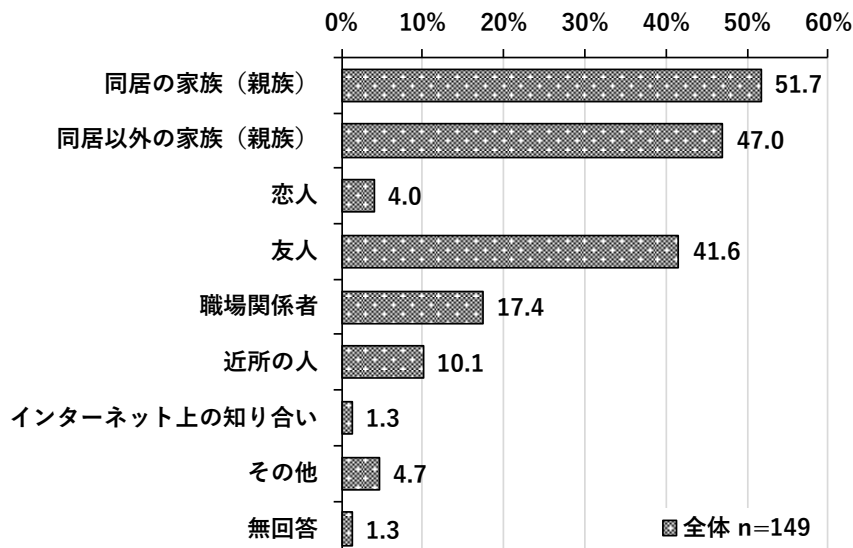
あなたの不安や悩み、つらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人については、「実際に会って、個人的に相談できる人がある」が 52.6%で最も高く、次いで「電話で、個人的に相談できる人がある」が 23.1%、「メールや SNS（LINE ほか）等で、個人的に相談できる人がある」が 14.1%となっています。

「いない」は 26.5%となっており、不安や悩みを打ち明けられないことで孤独感が高まるなど、自殺リスクの増幅も大きな問題となっています。



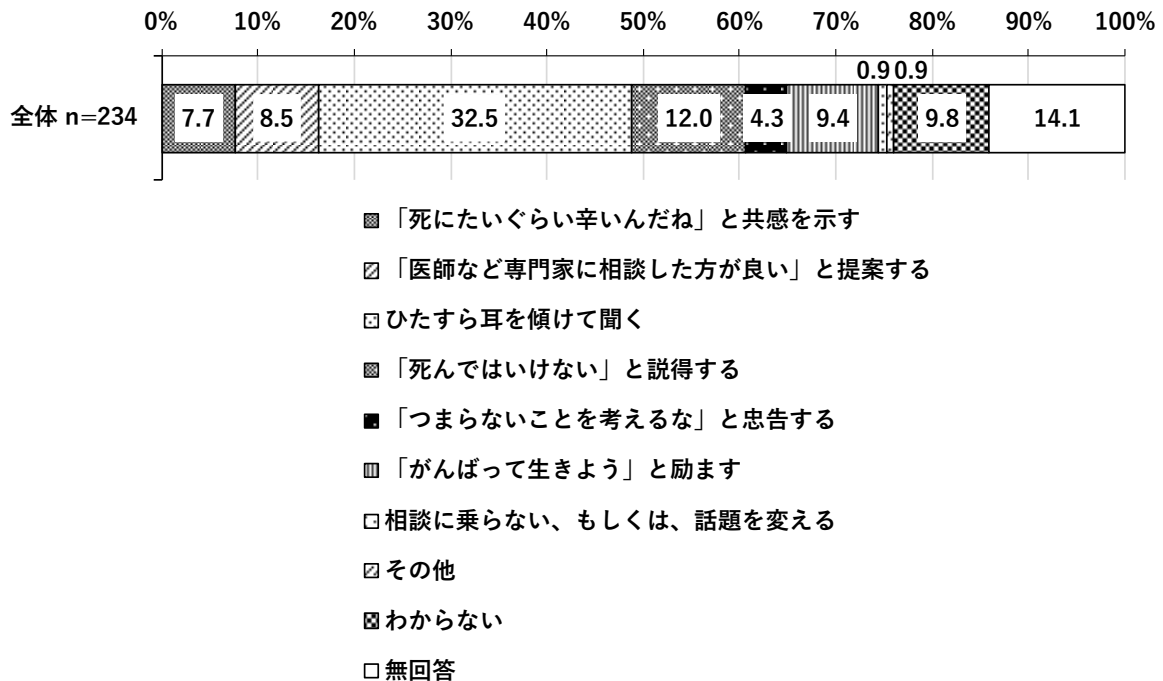
（６）不安や悩みなどを相談できる人

不安や悩みなどを相談できる人については、「同居の家族（親族）」が 51.7%で最も高く、次いで「同居以外の家族（親族）」が 47.0%、「友人」が 41.6%となっています。



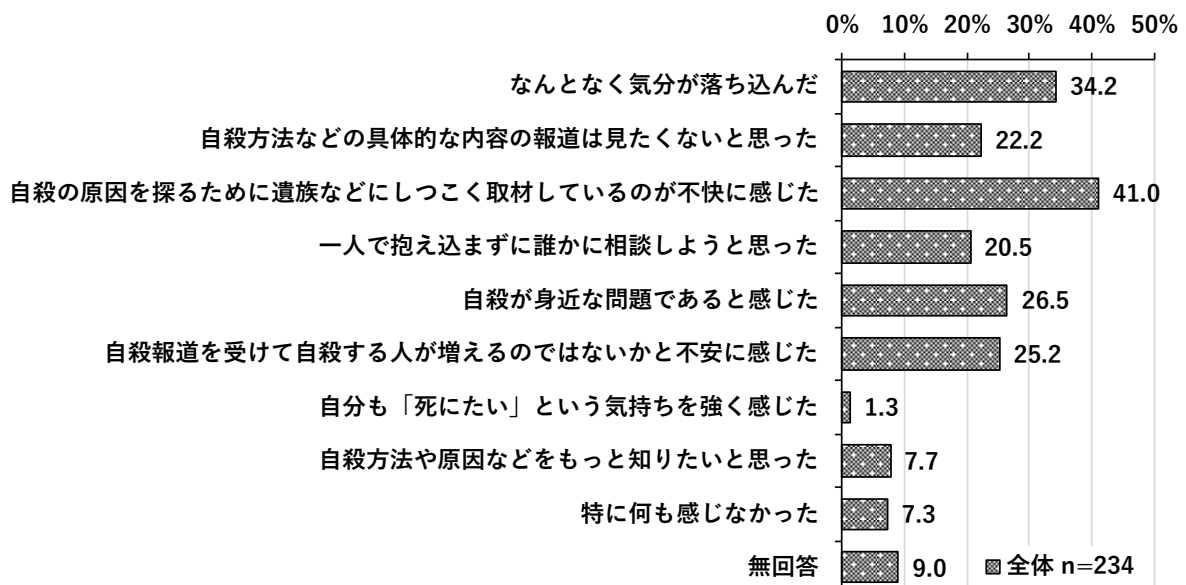
(7) 身近な人から“死にたい”と打ち明けられた際の対応

身近な人から“死にたい”と打ち明けられた際の対応については、「ひたすら耳を傾けて聞く」が32.5%で最も高く、次いで「『死んではいけない』と説得する」が12.0%、「わからない」が9.8%となっています。



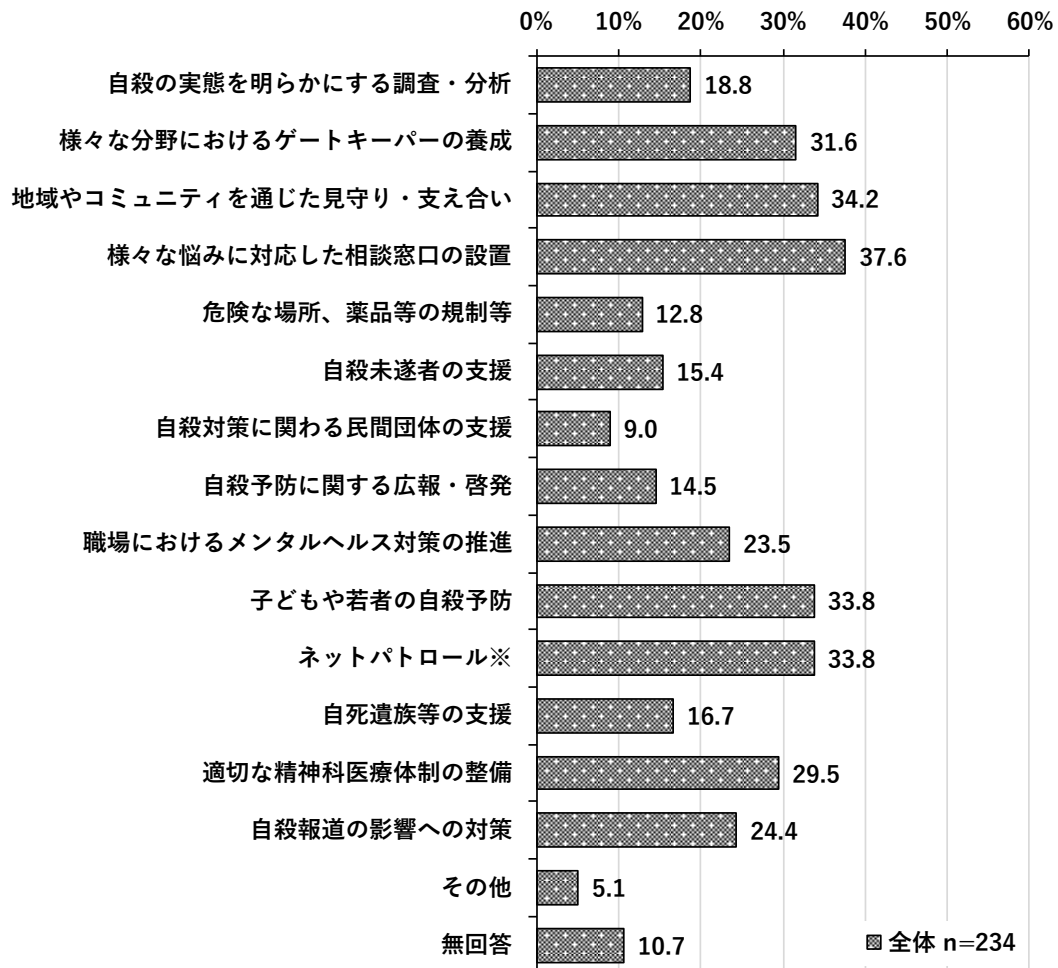
(8) 自殺を扱った報道に対して感じること

自殺を扱った報道に対して感じることにについては、「自殺の原因を探るために遺族などにしつこく取材しているのが不快に感じた」が41.0%で最も高く、次いで「なんとなく気分が落ち込んだ」が34.2%、「自殺が身近な問題であると感じた」が26.5%となっています。



(9) 今後、有効だと思う自殺対策

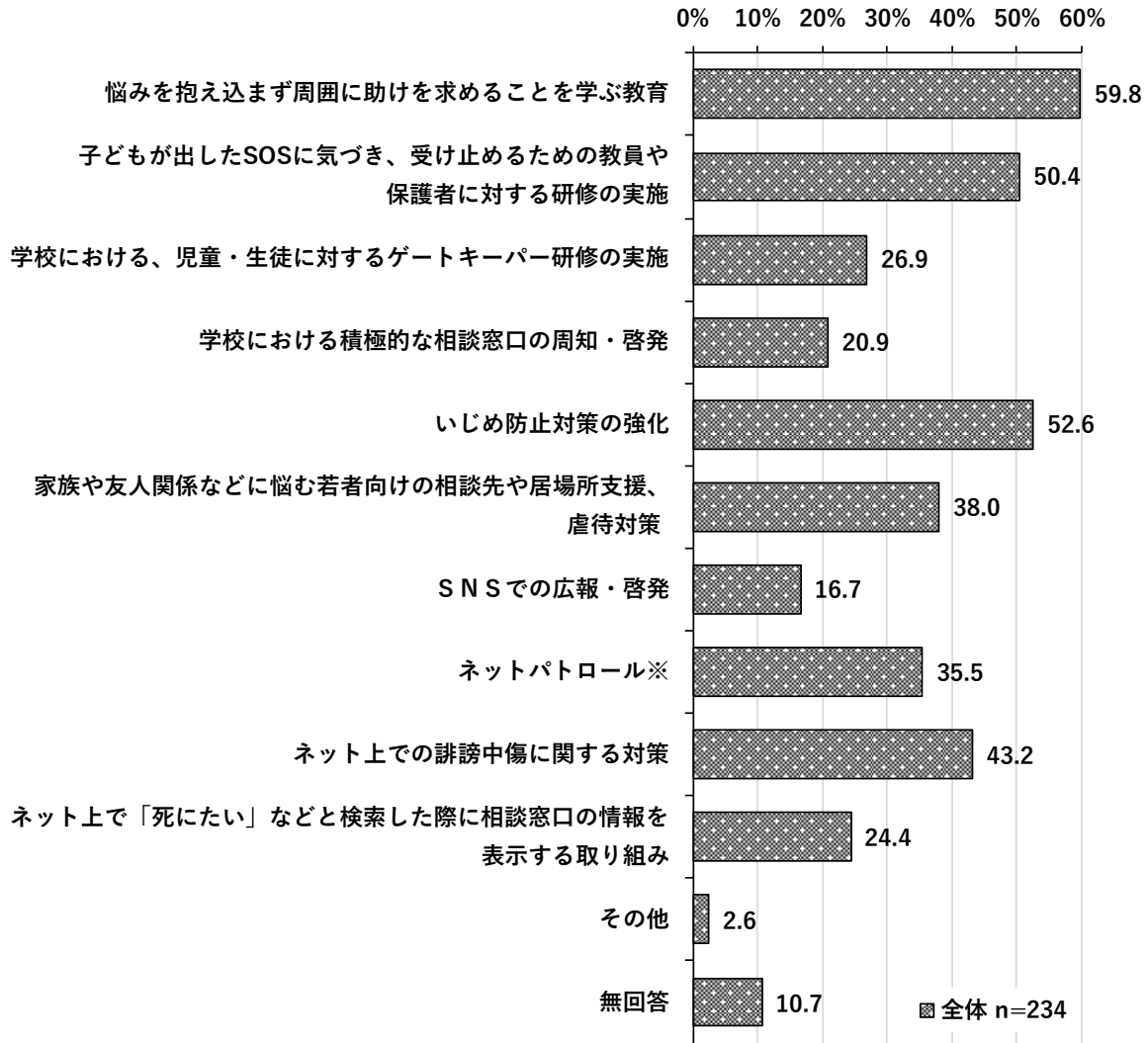
今後、有効だと思う自殺対策については、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が 37.6%で最も高く、次いで「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が 34.2%、「子どもや若者の自殺予防」、「ネットパトロール」がともに 33.8%となっています。



※ネットパトロール：一緒に自殺する者を募ったり、自殺の手段を教えたりするネット上の書き込みや、自殺の動画等を配信した者に対する取り締まりや支援情報の案内をすること。

(10) 子ども・若者向けの自殺対策で有効だと思うこと

子ども・若者向けの自殺対策で有効だと思うことについては、「悩みを抱え込まず周囲に助けを求めることを学ぶ教育（SOS の出し方教育）」が 59.8%で最も高く、次いで「いじめ防止対策の強化」が 52.6%、「子どもが出した SOS に気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」が 50.4%となっています。



※ネットパトロール：一緒に自殺する者を募ったり、自殺の手段を教えたりするネット上の書き込みや、自殺の動画等を配信した者に対する取り締まりや支援情報の案内をすること。

第3節 自殺の特徴と対策が優先されるべき対象群

1 川俣町の自殺の特徴

(1) 川俣町の自殺の特徴

- ・平成29年から令和3年の5年間平均自殺死亡率は、全国・県に比べて高い状況です。
- ・自殺の原因・動機の多くは、「健康問題」です。

(2) 男性の自殺の特徴

- ・特に「70歳代」の自殺死亡率が高い状況です。
- ・「60歳以上・無職者・同居」の自殺者割合が高い状況です。

(3) 女性の自殺の特徴

- ・特に「60歳代」「80歳以上」の自殺死亡率が高い状況です。
- ・「60歳以上・無職者・同居」「60歳以上・無職者・独居」の自殺者割合が高い状況です。

2 「地域自殺実態プロフィール」による川俣町の自殺の特徴

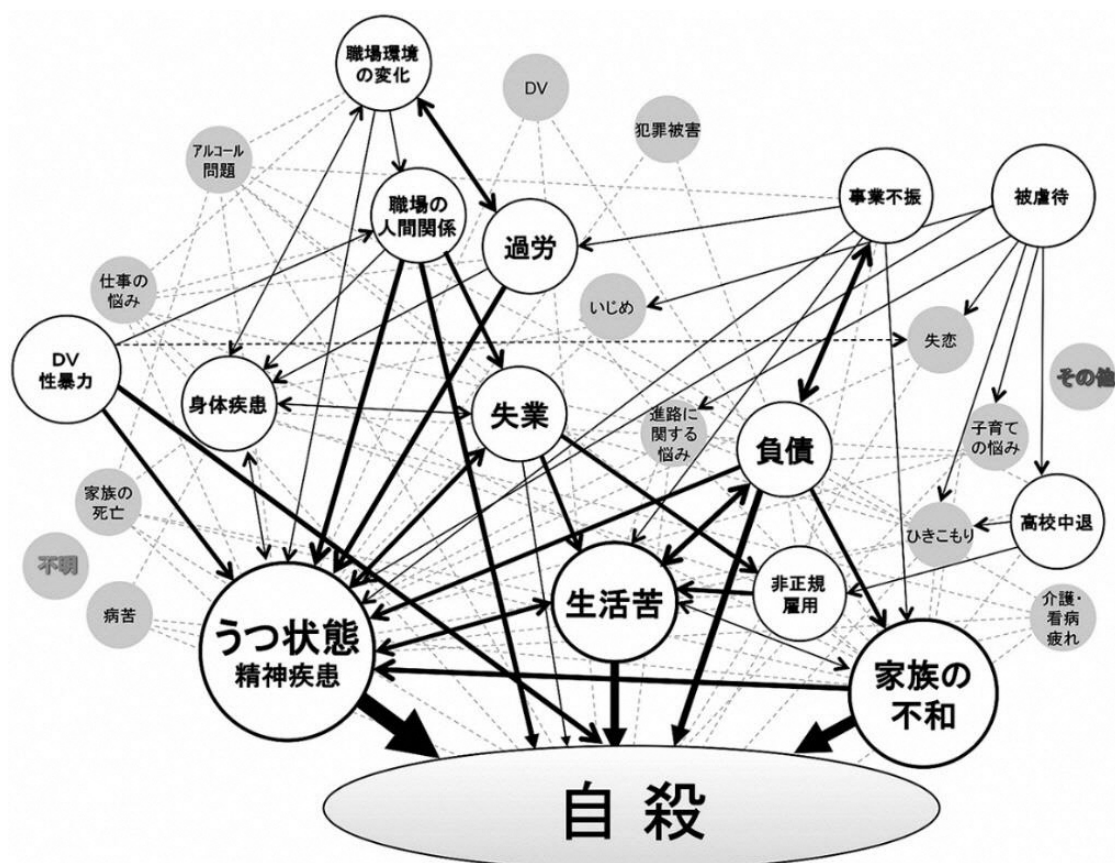
平成29年から令和3年の5年間における自殺の実態について、地域における自殺対策の支援強化を目的に設立された、自殺総合対策推進センター（厚生労働省所管組織）が自治体ごとの自殺実態を示した「地域自殺実態プロフィール」により、町において自殺で亡くなる人の多い属性（性別×年代別×職業の有無×同居人の有無）の上位5区分が示されました。

上位5区分		割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位	男性・60歳以上・無職・同居	37.5%	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2位	女性・60歳以上・無職・独居	12.5%	死別・離別＋身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位	男性・40～59歳・有職・同居	12.5%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位	女性・60歳以上・無職・同居	12.5%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位	男性・20～39歳・有職・独居	6.3%	①【正規雇用】 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】 （被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

※『背景にある主な自殺の危機経路』は、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示したものです。

<自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）>



出典：「自殺実態白書 2013（NPO 法人ライフリンク）」

「自殺対策の法制化を求める3万人署名」活動等を中心となり取り組み、自殺対策基本法成立に大きく貢献した、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った「自殺実態1,000人調査」では、自殺の危機経路を以上のとおり示しています。図中○印の大きさは自殺発生頻度の高さを表しており、矢印の太さは各要因間の因果関係の強さを表しています。

この調査では、自殺に至るまで「平均4つの要因」が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセスは性、年代、職業等の属性によって異なる特徴があることが明らかになっています。

3 川俣町において重点的に取り組む対象

川俣町における自殺者数、自殺死亡率の数値を属性（性別×年代別×職業の有無×同居人の有無）ごとに分析した「地域自殺実態プロファイル」の結果から、「高齢者」と「生活困窮者」に対する自殺対策の推進また、本町の第6次川俣町振興計画において、住民・地域・企業・行政が協働し、町全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すことを基本にしていることから、「子育て支援」に関わる自殺対策の推進について重点施策として取り組みます。

第3章 計画の基本的な方向性

第1節 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、健康問題や生活困窮、育児や介護疲れなどの様々な要因があると考えられます。

そのため、これらの社会的要因を減らし、追い込まれる状況に陥らないよう、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援」「地域連携」「社会制度」のそれぞれにおいて総合的な施策の推進を図ることが重要となります。

自殺対策の推進が、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことであるという前提に基づき、本町では、「生きることへの包括的な支援」を総合的かつ効果的に推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない川俣町」を目指します。

<基本理念>

誰も自殺に追い込まれることのない川俣町

第2節 自殺対策の基本認識

「自殺総合対策大綱」に挙げられている、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識を踏まえ、本計画においては以下の基本認識を念頭に置いて自殺対策を推進していきます。

第2次川俣町のち支える自殺対策計画

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題である
- 年間自殺者数は横ばいで推移しており、自殺対策は継続して取り組む課題である
- 地域レベルの実践的な取組を、PDCAサイクルを通じて推進する

第3節 自殺対策の基本方針

本町の実態や課題を整理する中で、「自殺総合対策大綱」で国が示した6つの基本方針に沿った計画づくりを行います。

～ 自殺総合対策の基本方針（「自殺総合対策大綱」より抜粋）～

1. 生きることの包括的な支援として推進する

〈社会全体の自殺リスクを低下させる〉

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させる。

この考えは、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものである。

〈生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす〉

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

〈様々な分野の生きる支援との連携を強化する〉

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけではなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

〈対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる〉

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」

2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」

3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

4. 実践と啓発を両輪として推進する

〈自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する〉

自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発を行う。

〈自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する〉

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていきけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

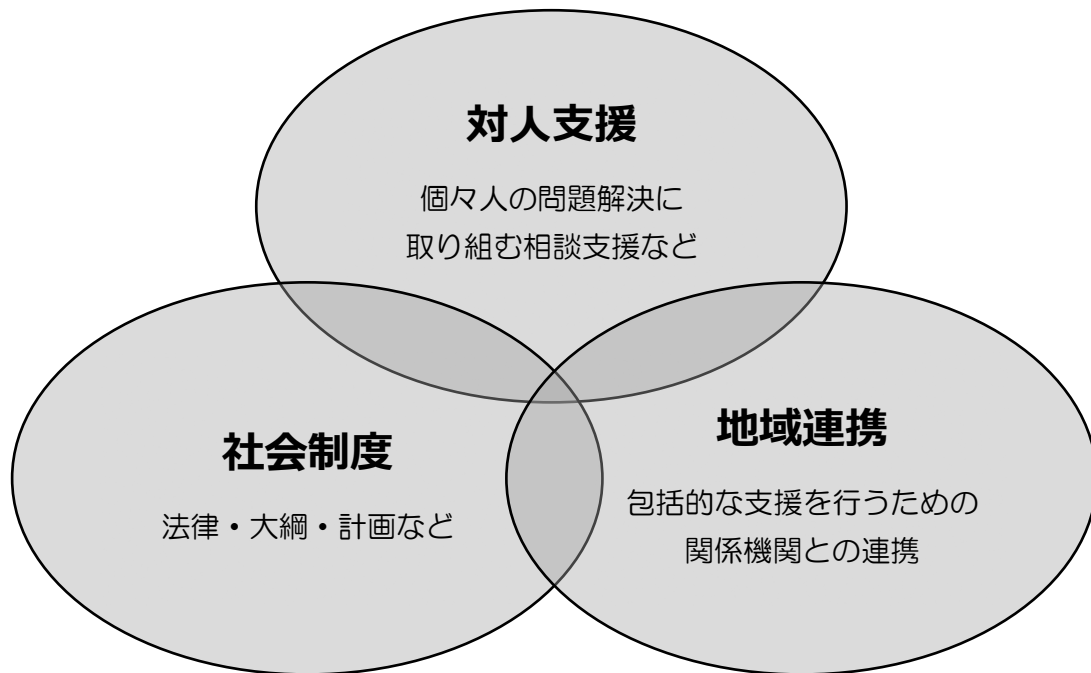
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮する【新規】

基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む。

第4節 自殺対策における連携の考え方

自殺対策に係る個別の施策は、「対人支援」「地域連携」「社会制度」の3つの領域を有機的に連携（密接に関係）させることで、総合的に推進するものとします。

誰も自殺に追い込まれることのない川俣町



第5節 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）は、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、令和12年（2030年）までに達成を目指す国際目標です。SDGsは「地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するための17の長期的なビジョン（ゴール）と169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成されています。

国の「自殺総合対策大綱」において、「自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものである」とされていることを受けて、本計画に掲げる施策の推進においても、SDGsのゴールとの関連を意識し、本計画の推進がSDGsにおけるゴールの達成に資するものとして位置づけます。



第6節 計画の数値目標

【目標】

令和 10 年（2028 年）の自殺死亡率を 15.48 以下にすることを目指します。

【目標値の算出根拠】

計画策定の目的のとおり、自殺対策を通じて最終的に目指すところは、「誰も自殺に追い込まれることのない川俣町」の実現です。そうした社会の実現に向けて、対策を進める上での具体的な数値目標などを定めるとともに、それらの取組がどのような効果をあげているのかなど、取組の成果と併せて検証を行っていく必要があります。

国は、自殺総合対策大綱における当面の目標として、「令和 8 年（2026 年）までに、自殺死亡率を平成 27 年（2015 年）と比べて 30%以上減少させる」ことを目標に掲げています。

本町においては、この国の考え方に準拠して目標を設定することとし、令和 10 年（2028 年）の目標を、平成 25 年から令和 4 年までの平均である 22.11 から 30%の減少となる 15.48 以下とします。

第7節 施策の体系

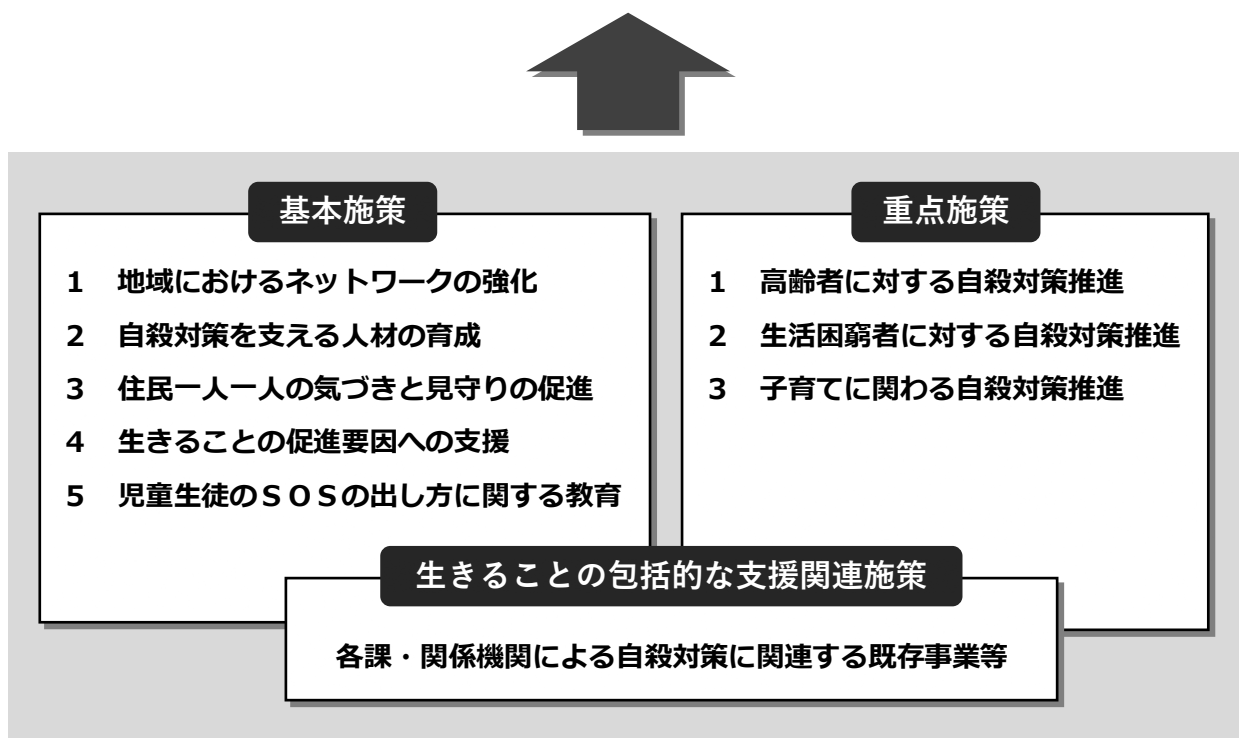
地域自殺対策計画の策定を支援するために、いのち支える自殺対策推進センターは、地域自殺対策の策定に資する地域自殺対策政策パッケージを作成しました。地域自殺対策政策パッケージは、すべての自治体においてナショナル・ミニマムとして実施されることが望ましいとされる「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル」において定められている、本町が特に力を入れるべき支援群に焦点を絞った「重点施策」によって構成されています。

なお、『子育てに関わる自殺対策推進』は、本町の第6次川俣町振興計画において、住民・地域・企業・行政が協働し、町全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すことを基本にしていることから、重点施策と位置付けて支援施策の充実を図っていきます。

本計画は、以下の5つの基本施策と、3つの重点施策に沿って、自殺対策に資する取組を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることの包括的な支援」と位置付け、より包括的・全庁的な取組として自殺対策を総合的に推進していきます。

誰も自殺に追い込まれることのない川俣町



第4章 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

《現状・課題》

- 会議体を通じて、自殺対策に係る総合的かつ効果的な取組を推進するとともに、進捗状況の検証等を行い、支援の充実を図っています。
- 生活困窮者の背景を探り、他機関と連携を図りながら、必要な対策を継続的に行っています。引き続き、潜在的な生活困窮者の把握と早期対応が重要となります。
- 子育て支援の関係者による、要援護世帯に対する多職種の関わりについて、合同研修会や意見交換会を開催し、具体的な連携方法を検討しています。
- 令和3年度から令和5年度は、重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組み、庁内の連携強化を図っています。令和6年度からは、重層的支援体制整備事業を開始します。
- 高齢者等の通いの場であるサロン等の現状や課題を把握しながら、障がいのある人や子育て世帯など、幅広い層を含んだ、重層的な住民同士のつながりに向けた支援を検討する必要があります。

《施策の方向》

自殺対策の推進においては、その担い手となる人材や関係機関が連携し、各地域の実情に合わせた支援をすることが必要となります。自殺リスクの高い人だけでなく、生活全般において何らかの支援が必要な人を早期に発見し、具体的な支援へとつなげ、自殺リスクへとつながる前に問題解決を図れる体制を構築することが求められます。

また、行政、関係団体、民間団体、企業、町民等の有機的な連携・協働のもと取組を推進していくことが必要であることから、自殺対策推進協議会や自殺対策推進本部等の場を通して役割の明確化を図るとともに、ネットワークの強化を推進していきます。

《町の取組》

1 地域・庁内における連携・ネットワークの強化

- ◆ 関係機関や民間団体などで構成される「自殺対策推進協議会」や、庁内各課で構成される「自殺対策推進本部」等の協議の場において、施策の展開に係る評価・検討、事例共有等を行い、今後の施策への反映に努めます。

事業名	事業内容	担当課等
「川俣町のいのち支える自殺対策推進本部」	町の自殺対策を庁内各分野担当課と連携し、総合的かつ効果的に推進するために本部会議を開催します。	全課

事業名	事業内容	担当課等
「川俣町のち支える自殺対策推進協議会」	各関係機関と連携を図るとともに、町の自殺対策を総合的かつ効果的に推進し、計画の協議や承認、進捗状況の検証などを行います。	保健福祉課
自治会長・行政区長連絡協議会との連携強化	住みよいまちづくりの担い手である自治会長や行政区長に、気づきつなぐ支援ができるよう、会議や研修等の議題に自殺対策を取り上げるなど情報共有を図り、具体的な連携方法を検討していきます。	総務課 保健福祉課
民生委員協議会との連携強化	地域住民とのつながりが強い民生・児童委員に対し、気づきつなぐ支援ができるよう会議や研修等の議題に自殺対策を取り上げ、情報共有を図り連携を強化していきます。	保健福祉課
各地区公民館との連携強化	地域における各種学習事業、レクリエーション等の実施により、地域住民の生きがいつくり、趣味活動、仲間づくりに努め、普及啓発を推進します。	保健福祉課 生涯学習課 各地区公民館

2 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

- ◆自殺のリスクを抱える人を支援するため、支援団体や専門医療機関等との連携に努めます。

事業名	事業内容	担当課等
地域自立支援協議会との連携強化	障がい者が安心して暮らせることを目的に、情報共有を図り、自殺リスクを抱えた障がい者への支援を連携して行います。	保健福祉課
女性団体連絡協議会との連携強化	女性セミナー等、各種事業の実施により、女性の生きがいつくり、趣味活動、仲間づくりに努め、普及啓発を推進します。	生涯学習課
子ども家庭支援ネットワークとの連携強化	子育て支援施設や子育て団体、各関係機関とのネットワークの構築を図り、子育てに関する多様な情報の発信と支援体制を整備することにより、子育てに悩み自殺リスクを抱える保護者に対する支援を連携して行います。	子育て支援課 保健福祉課

事業名	事業内容	担当課等
人権擁護委員との連携強化	人権相談所開設時に、人権に関する様々な問題や自殺の危機等に関する情報を共有することにより、人権問題に悩み自殺リスクを抱える住民への支援を連携して行います。	町民税務課 保健福祉課
生活保護事業・生活困窮者自立支援事業との連携強化	生活困窮者等の相談支援、就労支援、家計支援のほか、自殺リスクを抱えた生活困窮者への支援を連携して行います。	保健福祉課
多職種の連携強化	高齢者支援、障がい者支援、子育て支援の関係者による、要援護世帯に対する多職種の関わりについて、合同研修会や意見交換会を開催することで、具体的な連携方法を検討していきます。	保健福祉課 子育て支援課 学校教育課 地域包括支援センター

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

《現状・課題》

- ゲートキーパー養成講座の開催を検討し、子どものSOSに気づき、つなぎ、見守ることができるよう、町内におけるゲートキーパーの拡充に努める必要があります。
- 事業者向けのメンタルヘルス講座を実施しましたが、参加企業及び参加者数が少ないことから、メンタルヘルスが広く浸透していないことが現状です。

《施策の方向》

自殺リスクを抱えた町民の早期発見・早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴き、見守りながら、確実に支援につなぐ役割を担うゲートキーパーの養成を推進していきます。また、より包括的な支援を展開するために、関係機関の人材育成を推進し、人材の資質向上を図ります。

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることのできる人のことでは「命の門番」とも位置付けられる人のことです。（厚生労働省）

《町の取組》

1 住民・団体・企業を対象としたゲートキーパー養成講座の実施

- ◆自殺対策に資する人材の育成を図るため、町民・団体・企業等向けのゲートキーパー養成講座を開催します。

事業名	事業内容	担当課等
全町民を対象とした研修	住民に身近な地域においては、見守り体制の強化を図り、気づき役やつなぎ役を担えるよう、自殺対策や「こころの健康」についての研修、ゲートキーパー養成講座を開催します。 【対象】一般住民、商工会、消防団、自治会、行政区長連絡協議会、地区公民館関係者、NPO法人団体、ボランティア団体 等	保健福祉課

2 様々な職種を対象としたゲートキーパー養成講座の実施

- ◆自殺対策に資する人材の育成を図るため、町職員や教職員等をはじめとする行政職員、関係機関・支援団体の職員等を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。

事業名	事業内容	担当課等
町職員を対象とした研修	住民の様々な相談に寄り添いながら支援し、自殺リスクを抱えた町民の早期発見・早期対応ができるよう、また、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、自殺対策やメンタルヘルスについての研修を開催し、加えてゲートキーパー養成講座を開催します。	総務課 保健福祉課
福祉関係者を対象とした研修	日常的に住民の生命・身体・精神・生活の基盤に深く関わっている福祉従事者、医療介護従事者に対し、対象者により包括的な支援ができるよう、自殺対策の基礎知識等を含むゲートキーパー養成講座を開催します。 【対象】社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、医療・介護・福祉関係者、生活支援コーディネーター、民生・児童委員、ふれあい相談員、保健協力委員、介護予防運動推進員、食生活改善推進員、地域活動支援センター職員、指定障害福祉サービス職員 等	保健福祉課
教育関係者(子どもと接する機会のある大人)を対象とした研修	子どもと接する教職員や、子育てしている保護者と接する関係施設職員が、子どものSOSに気づき・つなぎ・見守ることができるよう、ゲートキーパー養成講座を開催します。 【対象】教職員、認定こども園職員、おてひめわくわくランド関係職員、たのしい教室関係職員、わいわいクラブ職員、子育てほっとステーション関係職員、子ども家庭相談員、巡回支援専門員、登校サポートボランティア、図書室管理員、主任児童委員 等	保健福祉課 学校教育課 子育て支援課
事業所向け研修	町内事業所の管理職等に対し、従業員のメンタルヘルスに気を配り、職場において気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、心身の健康保持、自殺対策基礎知識等を含むゲートキーパー養成講座を開催します。	保健福祉課 政策推進課

3 自殺対策従事者、関係者間の連絡調整を担う担当者のこころのケアの推進

- ◆自殺対策の推進においては、自殺対策従事者や相談窓口職員等のこころのケアも重要であることから、従事者・職員の心身の健康の保持・増進に係る取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課等
町職員のストレスチェック事業	各分野において「支援者」となる町職員に対し、メンタルヘルスについての研修会等を開催するとともに、ストレスチェックを実施し、心身面における健康の維持・増進を図ります。	総務課
学校職員ストレスチェック事業	労働安全法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。	学校教育課

基本施策3 住民一人一人の気づきと見守りの促進

《現状・課題》

- 自殺予防週間やリーフレットの配布等のあらゆる機会及び媒体を活用し、自殺対策の情報を発信することで、町民に対する周知・啓発を行っています。
町民向けの講演会の開催を検討するとともに、企業向けの講演会の充実を図る必要があります。

《施策の方向》

自殺に追い込まれる事態は誰にでも起こり得ることでありながら、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくいのが現状です。自殺やうつなどに対する正しい認識が得られるとともに、危機に直面した場合に相談窓口や専門機関、周囲の人に援助を求めることができる環境を整備することが求められます。

自殺に対する正しい認識の普及を図るため、自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発活動を実施するとともに、各種講座等の機会を活用した自殺予防に関する内容の普及啓発を図ります。また、健康問題、家庭問題、経済問題など様々な悩みを抱える人が適切な支援を受けることができるよう、各種相談窓口について広く周知していきます。

《町の取組》

1 こころの健康づくり・生きる支援についての知識・情報の普及啓発

- ◆こころの健康づくりについての正しい知識や、悩み・ストレスへの対処法、町内外の様々な相談窓口等の情報について、町広報紙や相談先情報を掲載したリーフレット（以下、リーフレットという。）・ポスター・カード等の作成・配布による周知啓発を行います。

事業名	事業内容	担当課等
リーフレットの全戸配布	自殺予防週間（9月）に合わせ、自殺対策（生きることの包括的な支援）に関するリーフレットを全戸配布することにより全町民に周知を図ります。	保健福祉課
窓口でのリーフレット・啓発グッズの配布	介護、障がい、生活困窮、子育て、各種保険料、納税、消費生活問題、町営住宅手続き、死亡の手続き等の相談のために役場窓口を訪れた町民に対し、気軽に手に取れるよう各窓口にはリーフレットや啓発ポケットティッシュ等を設置し、周知と啓発を図ります。	保健福祉課 子育て支援課 町民税務課 建設水道課
図書室での掲示	自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせ、自殺対策についてのポスターやリーフレットを掲示、設置することにより周知と啓発を図ります。	保健福祉課 生涯学習課

事業名	事業内容	担当課等
広報かわまたを活用した啓発活動	自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせ、広報かわまたに自殺対策（生きることの包括的な支援）の特集記事等を掲載することにより、自殺対策推進に向けた町の取組を周知します。	保健福祉課 総務課
町ホームページを活用した啓発活動	自殺対策（生きることの包括的な支援）についての情報や、町の自殺の現状を町ホームページに掲載することにより、問題の啓発と情報発信に努めます。	保健福祉課
睡眠と心身の健康についての啓発活動	不眠の心身への影響や、不眠改善方法などのリーフレット等を配布することにより周知と啓発を図ります。	保健福祉課
児童生徒向けリーフレットの配布	いじめ、ネット上のトラブル、薬物依存等、児童生徒を対象にした内容のリーフレットと、自殺対策のリーフレット等を合わせて配布することにより、こころの健康について周知と啓発を図ります。	保健福祉課 学校教育課
高校生向けリーフレットの配布	関係機関と連携し、高校生向けにリーフレット等を配布することにより、自殺対策とこころの健康について周知と啓発を図ります。	保健福祉課 県北保健福祉事務所

2 各種講座・講演会・イベント等の開催を通じた普及啓発

- ◆自殺の背景には、保健・医療・生活・教育・労働などの様々な問題が複合的に絡んでいることから、町内で開催している各種講座・講演会・イベント等の内容として自殺対策及びこれらの自殺に関連のあるテーマを扱うことで、自殺予防についての普及啓発を行います。

事業名	事業内容	担当課等
町民の集まりの場を活用した啓発活動	町民が集う様々な場所、イベントの開催時等にリーフレットや啓発グッズ等を配布することにより、自殺対策の周知機会を増やし、啓発・広報活動を推進します。	保健福祉課 関係各課
「こころの健康」講演会	自殺対策強化月間（3月）に、町民向けに「こころの健康」についての講演会を開催し、町民のメンタルヘルスの促進と、町の自殺対策について、啓発を図ります。	保健福祉課
出前講座の実施	町民からの要望に対し、専門の講師や町の保健師等を派遣し、講座を開催することにより、町民の自殺対策についての理解促進を図ります。	保健福祉課

基本施策4 生きることの促進要因への支援

《現状・課題》

- 山木屋地区の避難解除（平成29年3月）から6年余りが経過しています。現在の山木屋地区居住者の高齢化率は約70%と町内の他地区と比べても高い状況にあり、将来に向けた持続可能な地域づくりが大きな課題となっています。
- 原発事故の発生により、これまで発行していた自治会広報誌の作成が自治会で作成困難となっています。現在、自治会の規模は震災前より縮小しているなかで、どのタイミングで自治会による広報誌発行が可能になるのかといった課題があります。
- 町民の居場所のひとつである公園について、人口減少及び少子高齢化に伴う公園利用者の減少が懸念されます。
- 障がい者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、障がい者に対する相談支援体制の充実を図っています。
- 労働問題の解決やワークライフバランスの推進に向け、事業所に対する表彰などによる啓発活動が必要です。
- 自死遺族向けのリーフレットを役場庁舎ロビーに設置しているとともに、自死遺族に対し町保健師の面談を実施しています。
- 家族介護教室や認知症カフェなどを開催し、悩みの共有や情報交換の場を提供しています。今後、障がい者交流の場について、検討を進めていきます。

《施策の方向》

自殺の要因となり得る事象は、家族関係の不和や子育て・介護等の家族問題、仕事の悩みや職場の人間関係等の勤務問題、心身の悩みや病気等の健康問題、失業・生活困窮等の経済問題など、多岐に渡ります。全ての町民が生きことを支えるためには、悩みを直接相談できる窓口や居場所づくりなど、問題を抱えた人への個別支援を実践できる体制を整備することが必要不可欠となります。

本町においては、様々な分野における相談体制の充実と相談窓口に関する情報発信、孤立のリスクを抱える人への居場所づくり、ハイリスク層とされる自殺未遂者・自死遺族等への支援等を充実させることで、自殺対策において求められる「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組を広く実践していきます。目標については、ポピュレーション及びハイリスクの両面から効果的にアプローチできる取組を設定します。

《町の取組》

1 相談体制の充実と相談窓口情報・支援策の発信

- ◆町民が抱える様々な悩みを包括的に受け止め、適切な支援へとつなげるため、「町民生活相談窓口」の設置や経済、法律、労働、障がい、性的マイノリティ、人権問題等各種相談窓口の充実を図ります。
- ◆受け手・支え手支援マニュアルを活用しながら、悩みを抱える人を適切な窓口へつなげます。
- ◆町内外の相談窓口に係る情報について、各種媒体を用いて周知します。

事業名	事業内容	担当課等
権利擁護相談事業	成年後見制度の利用や多重債務、高齢者虐待等に関する相談対応を、司法書士等と連携しながら行います。	保健福祉課
障がい者相談支援センター	各コーディネーター業務において、来所面談・電話相談・自宅などへの訪問等を行い、総合的な相談支援を行います。	保健福祉課
地域包括支援センターでの総合相談	町内の高齢者及びその家族の総合相談窓口である地域包括支援センターにて、多岐に渡る内容の相談対応を行うとともに、必要な支援機関へのつなぎを図ります。	保健福祉課 地域包括支援センター
民生児童委員による地域における相談支援	地域の身近な相談相手である民生児童委員による相談支援等を行い、必要に応じて適切な行政窓口へつなげます。	保健福祉課

2 原子力災害被災者への支援と放射線に対する不安解消

- ◆被災者の心身の健康維持を図るため、個別訪問事業やコミュニティを活用したこころのケア及び情報提供に努めます。
- ◆児童生徒に対して、自殺対策に係るリーフレット等を配布し、こころの健康について周知と啓発を図ります。

事業名	事業内容	担当課等
山木屋地区被災者に対する支援	とんやの郷を中心に、窓口来訪時や各種イベント実施時などの場において、日常会話や困りごと相談等を通じて被災者の不安解消につなげていけるよう、今後もこころのケア及び生活再建に向けた支援に努めます。	原子力災害対策課 保健福祉課 町社会福祉協議会 ふくしま心のケアセンター

事業名	事業内容	担当課等
山木屋地区の居場所づくり	住民同士のつながりの希薄化の解消を目指し、行政区再編の検討や、帰還住民発起によるサロンを支援するなど、新たなコミュニティの形成を進めます。	総務課 保健福祉課 町社会福祉協議会
山木屋地区向け自治会報	被災者、帰還者にとって身近な情報媒体であり、コミュニティ維持のひとつの方法として、各事業、各支援等に関する情報提供の支援に努めます。 なお、山木屋自治会による発行が可能となれば、これらの支援の縮小も検討します。	自治会 原子力災害対策課 地区公民館
リスクコミュニケーション事業	座談会形式での意見交換会を開催し、被災者同士のコミュニティの形成とこころのケアの推進を図ります。	保健福祉課
放射線リスクコミュニケーションを目的とした情報提供	放射線リスクコミュニケーションを目的とした情報の公表は、今後も不安解消及び風評被害対策を主な目的に、それらに係る情報をその時々状況や住民の要望に応じて住民に浸透しやすい媒体により、効率化しながら伝達していきます。	原子力災害対策課 関係各課
放射線に対する不安軽減	放射能検査（測定）を含むモニタリング関係や線量計の貸し出しについては、状況に応じて適切な対応を講じていき、町民の不安解消に努めます。	原子力災害対策課 保健福祉課
放射線（原発事故）に関する教育	小中学校の授業において、放射線（原発事故）について取り上げることにより、正しい知識を身に付けるとともに、放射線に対する児童生徒の不安解消に努めます。	学校教育課
町外からの避難による移住者に対する支援	町外から町に避難してきた方の孤立を防ぐため、地域コミュニティ等への参加促進のためのサロンや交流会を継続して実施します。	保健福祉課 町社会福祉協議会

3 居場所づくりの推進

- ◆健康問題やひきこもり等の様々な理由により孤立のリスクがある人を対象とした居場所を提供するとともに、その居場所について周知していきます。

事業名	事業内容	担当課等
子育て中の保護者の居場所づくり ※詳細は重点施策へ	子どもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が交流し、悩みの共有や情報交換のできる場の提供に努めます。	子育て支援課 保健福祉課
高齢者の居場所づくり ※詳細は重点施策へ	高齢者が地域で支え合いながら元気に生活ができるよう、地域のサロン活動や敬老活動、各教室について支援します。	保健福祉課
各地区公民館における居場所づくりの促進	地域住民の居場所づくり、生きがいづくりのため、各地区公民館の施設の維持管理に努めるとともに、常駐している地区公民館主事と連携して、生涯学習事業への住民参加を推進し、自殺対策に努めます。	生涯学習課
各地区集会所管理	住民が地域で気軽に集える場所として、各地区集会所の管理に努めます。	総務課 財政課 農林振興課
公園管理	住民が集える機能を果たすことができるよう、遊具等を含む公園の環境整備と管理に努めます。	建設水道課 子育て支援課

4 障がい者への支援

- ◆基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実を図るとともに、適切な障害福祉サービス等の提供により日常生活を支援します。

事業名	事業内容	担当課等
障がい者相談支援	障がい者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、障がい者に対する相談支援体制の充実を図ります。	保健福祉課 ふくしま基幹相談支援センター
障がい者の居場所づくり	地域活動支援センターの運営支援と、指定障害福祉サービス事業所との連携により、障がい者（児）の居場所確保に努めます。	保健福祉課
障がい者に対する支援	障害程度区分認定調査時に、福祉サービス提供のほかに、自殺リスクを抱える障がい者に対して、必要な支援を見極め関係機関につなぎ、適切な対応に努めます。	保健福祉課

5 勤務・経営に関する支援

◆事業所に対して、研修等を実施し、自殺対策を推進するとともに、メンタルヘルスやワークライフバランスを推進し、勤労者の心身の健康維持を図ります。

事業名	事業内容	担当課等
事業所向け研修 【再掲】	町内事業所の管理職等に対し、従業員のメンタルヘル스에 気を配り、職場において気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、心身の健康保持、自殺対策基礎知識等を含むゲートキーパー養成講座を開催します。	保健福祉課
勤労者、農業者、自営業者のメンタルヘルス研修	町内事業所の勤労者、農業者、自営業者別に抱える特有の問題等を含むメンタルヘルス研修を開催し、各相談窓口の周知と、こころの健康についての理解促進を図ります。	保健福祉課 政策推進課 農林振興課
勤労者の家族への啓発	勤労者の心身の変化に、身近にいる家族が気づくことができるように、うつや自殺のサインについてのリーフレット等を配布することで理解促進と啓発に努めます。	保健福祉課
ワークライフバランスの推進	男性も女性も仕事と子育て、介護、社会参画等に柔軟に対応できる男女共同参画に基づいた職場環境づくりを目指し、町民及び企業、事業主への意識啓発を進めることにより、従業員のメンタルヘルスの向上に寄与します。	政策推進課

6 女性特有の課題への支援

- ◆課題を抱える妊産婦や子育て中の保護者に対して、産後うつの防止や貧困対策、育児のストレス等の解消に向けた支援を推進します。
- ◆心身の不調または育児不安等を抱える妊産婦に対して、早期に関係機関が連携・支援を図り、産後も安心して子育てができる支援体制を推進します。
- ◆家庭内暴力（DV）や雇用問題など、コロナ禍によって顕在化した女性特有の課題を踏まえ、多方面からのきめ細かな相談支援を図ります。

事業名	事業内容	担当課等
産後ケア対応事業 （産後うつ）	1 か月健診において、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を用い、母親の産後に抱える問題を評価し、出産直後の早期段階から必要な助言、指導等を提供することにより、産後うつによる自殺リスクを抱える保護者に対する支援を推進していきます。	保健福祉課
こども家庭センター	妊娠から出産、子育てを応援する相談窓口として、地域の関係機関や関係職種と連携を図ることで、妊娠期からの子育て支援を推進していきます。	保健福祉課 子育て支援課

※こども家庭センターは令和6年4月より施行。

7 自殺未遂者への支援

- ◆自殺未遂者は再度の自殺企図のおそれがあり自殺のリスクが高いとされることから、県との協力のもと、救急病院や精神科など医療機関との連携を図り、本人や家族に対し適切な医療・相談支援ができる体制の構築に努めます。
- ◆自殺対策推進協議会において、警察署や消防署と連携を図り、自殺未遂者への支援についての体制構築を図ります。

事業名	事業内容	担当課等
個別の支援	救急医療機関や警察、消防等との連携により、包括的な支援ができる体制の構築に努めるとともに、必要に応じて相談窓口や支援団体等の情報を提供し、個別の支援を行います。	保健福祉課 医療機関 警察・消防
救急医療キットの活用	救急医療キットに、かかりつけ医や持病について情報を保管しておくことで、救急搬送時に適切な処置対応ができるとともに、救急医療機関、警察、消防等との連携を強化し、速やかな支援につなげられるよう配慮します。	保健福祉課

8 遺された人への支援

- ◆自死により遺された人等に対して、自死遺族交流会等の情報を提供するとともに、個別に支援します。

事業名	事業内容	担当課等
支援情報の周知	自死遺族向けのリーフレットを役場庁舎ロビーに設置し、支援情報の周知に努めるとともに、個別の支援を行います。	町民税務課 保健福祉課

9 支援者への支援

- ◆介護者同士の交流会や、学校職員、町職員等に対するストレスチェック事業を実施し、支援者の心身の健康維持を図ります。

事業名	事業内容	担当課等
家族に対する支援の提供	要介護者、障がい者、認知症患者等の要援護者の当事者と介護する家族同士が集い交流し、悩みの共有や情報交換できる場の提供について検討していきます。	保健福祉課
学校職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、本町は、職員 50 人未満の学校のため、健康管理医を任命し、職員の健康管理を行います。	学校教育課

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

《現状・課題》

- 教職員に向け、児童生徒の自殺実態や自殺リスク、SOSの出し方に関する教育等の情報を提供し、「SOSの出し方教育」の必要性の理解促進と授業の推進に向けた基盤整備に努めています。
- 不登校やいじめ等の問題行動及びハイリスク児童生徒に対し、早期発見・早期対応ができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣を促進しています。
- 自殺リスクを高める要因のひとつである“いじめ”について、フォーラムの開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等の実施により、いじめの早期発見・即時対応及び継続的な再発予防の推進を図っています。

《施策の方向》

児童生徒を取り巻く環境は、常に変化しています。昨今では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、児童生徒自身のみでなく、その家庭環境も変化しています。

その生活環境・家庭環境により居場所を失う子どもや、自分自身では対応・解決できないような大きな問題に直面する子どもが、今後、増えることも予想されます。その際に求められるのが、児童生徒自身で問題を抱え込むことなく、信頼できる身近な大人に相談できるようになる能力です。

本町においては、児童生徒が困難・ストレスに直面した際の適切な対処方法を学ぶこと、信頼できる大人に助けを求めることができるようになることを目的とした「SOSの出し方に関する教育」を実施します。

《町の取組》

1 SOSの出し方に関する教育の推進

- ◆児童生徒が直面している悩み・ストレスや今後起こり得る課題に対応できるよう、身近にいる信頼できる大人に助けを求めることができるようになるための「SOSの出し方に関する教育」を、学校教育において実施します。
- ◆町内全体で「SOSの出し方」に関する教育を推進できるよう、学校教育課と各学校との連携を図ります。

事業名	事業内容	担当課等
SOSの出し方教育 実施のための研修	教職員に向け、児童生徒の自殺実態や自殺リスク、SOSの出し方に関する教育等の情報を提供し、「SOSの出し方教育」の必要性の理解促進と授業の推進に向けた基盤を整備します。	保健福祉課 学校教育課

事業名	事業内容	担当課等
教育関係者（子どもと接する機会のある大人）を対象とした研修 【再掲】	子どもと接する教職員や、子育てしている保護者と接する関係施設職員が、子どものSOSに気づき・つながり・見守ることができるよう、ゲートキーパー養成講座を開催します。	保健福祉課 学校教育課 子育て支援課
SOSの出し方 教育の実施	小中学校の授業において、「こころの健康」と「SOSの出し方」に関する教育をより具体的かつ実践的に学べるよう、継続的に実施していきます。	学校教育課 保健福祉課
保護者向けSOSの気づき啓発	保護者に対し、子どもの出すSOSに気づき、受け手となれるよう「SOSの出し方教育」の取組について情報発信と啓発を図ります。	保健福祉課 学校教育課
児童生徒向けリーフレットの配布 【再掲】	いじめ、ネット上のトラブル、薬物依存等、児童生徒を対象にした内容のリーフレットと、自殺対策のリーフレット等を合わせて配布することにより、こころの健康について周知と啓発を図ります。	保健福祉課 学校教育課
学校への専門家の派遣	不登校やいじめ等の問題行動及びハイリスク児童生徒に対し、早期発見・早期対応ができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣を促進します。	学校教育課
いじめ防止対策事業	自殺リスクを高める要因のひとつである「いじめ」について、フォーラムの開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等の実施により、いじめの早期発見・即時対応及び継続的な再発予防の推進を図ります。	学校教育課

第5章 重点施策

重点施策1 高齢者に対する自殺対策推進

《現状・課題》

- 地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い高齢者について早期に把握し、地域ケア会議等において情報共有することにより、自殺対策に関する連携強化や地域資源との連動を図っています。
- 認知症カフェを開催することにより、自殺リスクを抱えている認知症高齢者及びその家族が抱える悩みの共有や情報交換を行っていますが、参加者の固定化及び参加率の低さが課題となっています。
- 特定健康診査、後期高齢者健康診査等の実施と受診を推奨し、高齢者の健康面の不安軽減に努めていますが、受診者は多いものの、不定期受診者や未受診者への勧奨が課題となっています。
- かわまた健康ポイント事業は、令和5年度から健康ポイント手帳を発行し、より多くの健康活動をポイント化としましたが、参加者数が少ないため、参加者を増やす工夫が必要となっています。

《施策の方向》

本町の総人口は、減少傾向で推移し、令和5年9月末日現在、11,763人で高齢化率は43.8%と、近年、40%以上で推移しています。また、高齢者世帯については、概ね横ばいで推移しているものの、高齢者夫婦世帯及び高齢者独居世帯が増加傾向で推移しています。

自殺の実態としては、男性、女性ともに、高齢者の自殺死亡率が高く、自殺の原因・動機には健康問題が占める割合も高いことから、高齢者に対する自殺対策（生きることの包括的な支援）が重要となっています。

周辺の人々とのつながりの希薄化や健康問題等により、閉じこもりや孤立・孤独状態に陥ることで自殺のリスクを抱える高齢者への支援が必要です。特に、高齢者は、配偶者を含め家族や親族との死別、離別などをきっかけに孤立・孤独状態となることが多くなる傾向にあります。また、介護に関する悩みにより、高齢者を含む家庭全体が心身ともに疲弊してしまう、いわゆる「8050問題」などもリスクの一つとしてあげられるため、介護者などの支援者も含めた自殺対策が必要です。

地域包括ケアシステムの構築に伴う高齢者の暮らし・介護に関する課題を一体的に対応する体制の構築や、一般介護予防事業・健康づくり事業の推進を通じた高齢者の健康づくり、孤立・孤独の予防につながる社会参加機会の充実等に取り組みます。

《町の取組》

1 地域包括ケアシステムの構築・推進による支援体制整備

- ◆住まい・医療・介護・予防・生活支援等のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築・推進を通して、生活上の課題を抱える高齢者への生きることの包括的支援を推進します。
- ◆生活上の支援を必要とする高齢者、医療・介護に関する課題を抱える高齢者、認知症高齢者等の暮らしを支える取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課等
地域包括支援センター運営事業	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い高齢者について早期に把握し、地域ケア会議等において情報共有することにより、自殺対策に関する連携強化や地域資源との連動を図ります。	保健福祉課 地域包括支援センター 運営協議会
地域ケア会議の開催	地域包括ケアシステムの構築の推進として、様々な課題を抱える高齢者に対し、個別レベルでのケア会議を開催することで、各関係機関の連携と協働のもと、対象者により適切な支援の提供に努めます。	地域包括支援センター 保健福祉課 保健医療福祉関係者等
在宅医療・介護連携体制推進事業	医療・介護等を中心とする多職種による研修会等を開催し、「顔の見える関係づくり」を推進することにより、連携強化を図るとともに、医療・介護等の現場において、地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い高齢者を早期に把握し、研修会等において情報共有することにより、自殺対策に関する連携強化や地域資源との連動を図ります。	保健福祉課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターによる地域への訪問活動を通じて、地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い高齢者を早期に把握し、協議体において情報共有することにより、自殺対策に関する連携強化や地域資源との連動を図ります。	保健福祉課
認知症初期集中支援チーム	認知症の疑いのある高齢者や認知症高齢者の早期発見・支援を通じて、その高齢者や家族が抱える問題及び自殺リスクの把握に努めます。また、自殺対策関係機関と情報共有・連携強化を図り、認知症高齢者やその家族に対する適切な支援を推進します。	保健福祉課 関係医療機関

2 地域における要支援・要介護者及びその家族への支援の充実

◆地域における要支援・要介護者、認知症高齢者等の支援を必要とする高齢者及びその家族を対象とした相談・指導等の支援策を充実させます。

事業名	事業内容	担当課等
短期集中型通所サービス事業	運動器の機能向上・改善を目的としたリハビリ専門職の指導による通所サービスを実施し、身体面に不安を抱える高齢者の不安解消に努めます。また、リハビリ専門職に対し、ゲートキーパー養成講座を開催することにより、身体面に不安を抱える高齢者の異変や自殺リスクを早期発見・早期対応することを推進します。	保健福祉課 地域包括支援センター 関係福祉施設
訪問型サービス補助事業	家事援助・相談・通院等付き添い等の訪問サービスを通し、日常生活に問題を抱える高齢者や自殺リスクの高い高齢者を把握し、高齢者の日常生活に関する不安解消に努めます。また、外出手段がない高齢者や外出することに不安のある高齢者等に対して通院や外出の付き添いをする事により、閉じこもり防止を推進します。	保健福祉課 特定非営利活動法人
通所型サービス補助事業	各種サロンを多数開催することにより、問題を抱える高齢者や自殺リスクの高い高齢者が周囲とつながる機会を強化します。また、特定非営利活動法人のスタッフに対し、ゲートキーパー養成講座を開催することにより、地域の高齢者の異変や自殺リスクを早期発見・早期対応することを推進します。	保健福祉課 特定非営利活動法人
介護支援タクシー利用助成事業	要介護認定者、及び事業対象者に対し、通院や買い物など日常生活上の移動手段として、介護タクシーの利用助成券を交付することにより、高齢者の外出を支援するとともに、閉じこもり防止を推進します。	保健福祉課
認知症サポーター養成講座	認知症サポーターに対し、ゲートキーパー養成講座を開催することにより、認知症高齢者及びその家族の抱える問題や自殺リスクに対する複合的ケアが可能な人材の育成を推進します。	保健福祉課
各要援護者福祉票の管理	民生・児童委員が高齢者・障がい者・母子家庭等の要援護者を訪問し、作成した福祉票により、自殺リスクの高い要援護者の早期発見・早期対応に努めます。	保健福祉課 社会福祉協議会

3 高齢者の健康づくりの推進

◆健康増進や介護予防、認知症予防等に資する取組を地域と協働して推進し、高齢者の心身の健康リスクの低減を図ります。

◆健康教育・健康相談の充実等により、高齢者の健康不安の解消に努めます。

事業名	事業内容	担当課等
訪問型サービス補助事業	認知症に関する町内外の相談機関を掲載した認知症ケアパスを町民へ配布することにより、認知症に関する不安・悩みの解消に努めます。認知症カフェを開催することにより、自殺リスクを抱えている認知症高齢者やその家族が悩みの共有や情報交換のできる場の提供に努めます。	保健福祉課 地域包括支援センター
特定健診・健康診査の実施	特定健康診査、後期高齢者健康診査等の実施と受診の推奨をすることにより、高齢者の健康面の不安軽減に努めます。 より多くの方に受診いただくため、インターネット予約等を推進します。	保健福祉課
サロン訪問による健康相談	各地区公民館や集会所で開催されるサロンを訪問し、こころの健康等の講話と健康相談を行うことにより、高齢者のこころの健康維持に努めます。	保健福祉課
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等に対し、緊急時の対応として緊急通報システムを設置することにより、高齢者が安心して生活できる環境の整備に努めます。	保健福祉課
軽度生活援助サービス事業	ひとり暮らし高齢者等に、草むしりや障子貼り等の日常生活における軽易な援助を提供することにより、高齢者の在宅生活に関する不安軽減に努めます。	保健福祉課 シルバー人材センター

4 高齢者の社会参加の促進と孤立・孤独予防

- ◆老人クラブやサロン事業の活動支援、就労機会の提供等を通して、高齢者の閉じこもり予防、生きがいづくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課等
町民主体の「いきいき快善体操」	住民主体の新しいコミュニティの形成を支援することにより、高齢者が気軽に周囲とつながる機会の強化に努めます。また、集団で定期的に体操を実施することにより、身体面に不安を抱える高齢者の不安軽減に努めます。	保健福祉課 地域包括支援センター
各体操教室の実施	保健センターや各地区公民館、集会所等で講師指導のもと体操教室を実施することにより、高齢者の社会参加の促進と同時に、身体面に不安を抱える高齢者の不安軽減に努めます。	保健福祉課
各料理教室の実施	高齢者の孤食の回避と、心身の健康、脳の活性化のために、共同で料理し食事を摂ることにより、孤独感の解消と生きがいづくりの場の提供に努めます。	保健福祉課
老人クラブ等活動支援事業	老人クラブ連合会、単位老人クラブ、健康づくり事業、絹の里見守り隊等の活動や団体の運営費用の一部を補助することにより、高齢者の社会参加や生きがいづくりの場となるよう活動を支援していきます。	保健福祉課
サロン活動・集いの場	住民主体の地域の集いの場であるサロン活動等について、立ち上げのための情報交換や代表者同士の交流などの支援をし、高齢者の社会参加の強化に努めます。	保健福祉課 町社会福祉協議会 地域包括支援センター
シルバー人材センター	健康で働く意欲のある高齢者が、自らの経験や技術を活かし就労することが、高齢者の社会参加や生きがいづくりの場となるよう活動を支援していきます。	保健福祉課
白寿大学	高齢者の生きがいづくり、趣味づくり、仲間づくりの場として、年に10回程度の講座を開催し、高齢者の居場所づくり、孤立防止に努めます。	生涯学習課

事業名	事業内容	担当課等
生きがい活動支援 デイサービス	介護認定が非該当の高齢者に対し、デイサービスを実施することにより、問題を抱える高齢者や自殺リスクの高い高齢者が周囲とつながる機会の強化に努めるとともに、自宅と施設間において送迎を実施することで、閉じこもり防止を推進します。また、デイサービス担当職員に対し、ゲートキーパー養成講座を開催することで、地域の高齢者の異変や自殺リスクを早期発見・早期対応することを推進します。	保健福祉課 町社会福祉協議会
かわまた健康 ポイント事業	健康づくり教室やサロン、健診等への町民の社会参加に対して、ポイントを付与し、ポイント数に応じて特典を獲得する機会を設けることにより、社会参加の機会強化に努めます。 さらに、より多くの方に参加いただくため、手帳やアプリを活用し、日ごろから健康意識を高める活動を促します。	保健福祉課

5 生活に不安を抱える高齢者に対する支援の充実

- ◆高齢者への生活支援サービス提供や訪問・相談等を通して、支援を必要とする高齢者の地域生活を支えます。

事業名	事業内容	担当課等
緊急通報システム 事業 【再掲】	ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等に対し、緊急時の対応として緊急通報システムを設置することにより、高齢者が安心して生活できる環境の整備に努めます。	保健福祉課
成年後見制度利用 支援事業	認知症、知的障がいまたは精神障がい等によって判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障がある者かつ身寄りがない高齢者に対して、老人福祉法の規定に基づき、成年後見制度利用に向け、後見人開始の審判請求等の支援を行います。	保健福祉課
高齢者ごみ出し 安否確認事業	身体機能の低下により家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者に対し、在宅生活を支援するため、家庭ごみを個別に訪問して回収し、併せて安否確認を行います。	保健福祉課

重点施策2 生活困窮者に対する自殺対策推進

《現状・課題》

- 生活困窮者に対し、伴走による継続支援により、生活不安の軽減を図り、適切な時期に適切な支援ができています。状況ではありますが、今後は、潜在的な生活困窮者の早期発見と支援が重要となります。
- 本町は、消費生活相談員を設置していないため、複雑な相談案件は福島県消費生活センターを案内しています。町民の利便性向上のため、今後、本町においても消費生活相談員の設置及びPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を導入・活用し、本町で対応できる体制を構築する必要があります。
- 町営住宅入居者の家庭状況について、身寄りのない人や生活要支援者の、家庭状況の把握がしにくいことが現状となっています。

《施策の方向》

本町の過去5年間の自殺者のうち、無職者の割合は約7割（地域自殺実態プロフィールより、自殺者16人中15人が無職者）となっています。また、生活保護受給者は社会情勢の変化に伴い、増加傾向で推移している状況もみられることから、生活困窮者に対する自殺対策（生きることの包括的な支援）が重要となっています。

生活困窮の背景においては、多重債務、ひきこもり、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、介護等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが少なくありません。それらの要因により、必要な支援や補助等を受けることができず、自殺リスクを抱える人もいます。様々な要因に対し、適切な支援へとつなげ、社会的に孤立しないような環境を整えることが重要です。

本町においては、生活困窮者自立支援相談窓口における相談対応に加え、金銭的支援に係る制度の適切な運用、多分野・多機関の連携による包括的な支援体制の構築を図ります。また、無職者・失業者についても、支援機関と連携した相談支援を図ります。

《町の取組》

1 多分野・多機関による支援ネットワークの構築と相談支援の実施

◆関係機関と連携した相談支援を行います。

事業名	事業内容	担当課等
消費生活問題相談	消費生活相談員の設置及びPIO-NETを導入・活用し、消費生活上のトラブルを抱えた町民に対し、適切な相談対応及び情報提供ができる体制を構築します。	町民税務課
年金相談	年金に関する相談受付時に、経済的問題のために自殺リスクを抱える町民を早期発見・早期対応し、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	保健福祉課 農業委員会
各種納付相談	各種税金、各保険料、各利用料金等の滞納者に対し、滞納状況の把握に努め、経済的問題のために自殺リスクを抱える町民を早期発見・早期対応し、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	町民税務課 建設水道課 子育て支援課

2 生活困窮者対策と自殺対策の連動

◆地域共生社会、生活困窮者自立支援制度、自殺対策の3施策の連動性を高めるため、自殺対策に係る様々な関係機関と緊密に連携しながら、地域住民の生きることへの包括的支援を図ります。

◆生活困窮者自立支援事業の適切な運用による個別支援を行います。

事業名	事業内容	担当課等
生活保護に関する相談	生活困窮の相談について、困窮に至った経緯や背景を把握し、他機関との連携による早期対応に努めます。	保健福祉課
生活困窮者自立支援相談支援	県・町の社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、生活支援等、生活困窮から早期に脱却することを目的に、対象者に、より適切な支援の提供に努めます。	保健福祉課 町社会福祉協議会 県社会福祉協議会 地域包括支援センター

3 生活困窮を抱えたハイリスク者への包括的な支援

- ◆生活困窮状態にある人の抱える課題は多岐に渡ることから、住居の確保や就労支援、学習支援等のそれぞれの事案に応じた経済的援助・個別支援を行います。

事業名	事業内容	担当課等
生活困窮者支援 調整会議	様々な問題を抱える生活困窮者に対して、支援調整会議に出席し各関係機関の連携と協働のもと、対象者に、より適切な支援の提供に努めます。	保健福祉課 町社会福祉協議会 県社会福祉協議会
生活福祉基金貸付 制度	県社会福祉協議会で実施している低所得世帯等に対し、日常生活上一時的に必要な経費や、緊急かつ一時的に生計維持が困難な場合の生活再建に必要な経費等の貸付制度について、町社会福祉協議会及び生活困窮者自立支援相談支援員と連携し、支援します。	保健福祉課 町社会福祉協議会 県社会福祉協議会
生活困窮者就学援助	就学時、経済的困難を抱える世帯に属する児童生徒に対し、家庭状況の把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。また、就学援助費や就学奨励補助費等、金銭面での援助だけでなく、生活困窮からの脱却を目的に学習支援、進学支援を推進します。	学校教育課 保健福祉課 町社会福祉協議会 県社会福祉協議会
町営住宅管理	町営住宅の居住者や入居申込者の中には、生活困窮や低収入など生活面で困難や問題を抱えている方も少なくない状況から、管理や公募を担当する職員が、入居者の家庭状況の把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	建設水道課
フードバンク事業	家庭や職場で使用されていない食品を集め、生活困窮等により食料を必要としている家庭に提供します。	町社会福祉協議会

4 無職者・失業者に対する相談窓口の充実

- ◆各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の関係機関窓口におけるきめ細かな相談支援を実施します。
- ◆失業によって生じる悩みや生活上の問題に対応する相談支援を充実させ、包括的な支援につなげます。

事業名	事業内容	担当課等
生活困窮者等の就労支援	家庭や健康面・経済面・人間関係等の様々な問題を抱えている生活困窮者等に対し、ハローワーク等の関係機関と連携して、就労支援を行います。	保健福祉課 ハローワーク
心配ごと・悩みごと相談	心配ごとや悩みごとを抱えている方、または精神科や心療内科を受診している方で就職活動をしている方の心配ごと・悩みごとについて、精神保健福祉士による相談対応を行います。	保健福祉課 ハローワーク

重点施策3 子育てに関わる自殺対策推進

《現状・課題》

- 出生数は減っているものの、悩みや困難を抱えている妊産婦には、医療機関や他機関と連携した対応をしています。
- 妊婦訪問時の状況を踏まえ、個別に対応が必要な場合には、ハイリスク妊産婦連絡票を活用し、医療機関や他機関との円滑な連携に努めています。
- 相談の場に公認心理師を招き、個別相談の実施や子どもの様子を観察し、必要に応じて保護者へのアドバイスを行っています。

《施策の方向》

本町においても、少子高齢化や核家族化、共働き世帯の増加等により、家族の形も変化しています。子育て世帯が抱える悩みや不安も、多様化・複雑化しており、子育てのみならず家庭全体の支援が必要なケースも増えてきている状況であります。

本町の第6次川俣町振興計画では、住民・地域・企業・行政が協働し、町全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すことを基本に、子ども・子育て支援施策の充実を図ることとしています。

アンケート調査結果では、子どもや若者の自殺予防の対策が有効であるとの意見も多く、また、子ども・若者向けの自殺対策としては、悩みを抱え込まず周囲に助けを求めることを学ぶ教育やいじめ防止対策の強化、子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施が上位に挙げられています。

国や県において、児童生徒を含む10代～30代の若者の自殺者が一定数いることが報告されています。その原因は学校に関連する問題や家庭問題、健康問題など様々です。児童生徒や若者が受ける強い心理的負担へ対処できる環境の整備が求められており、身近な人に相談できる環境をつくることで、将来への自殺リスクを低減させることにつながります。

児童・生徒・学生、10代～30代の若者に対する支援として、「SOSの出し方に関する教育」の実施に加えて、いじめの防止・早期対応や学校における相談体制の充実、子どもの居場所づくり、貧困対策、ヤングケアラー支援、若者の就労支援、青少年の健全な育成を図るための青少年対策事業等を推進するとともに、子育てをしている保護者への支援の充実を図ります。

《町の取組》

1 若者の抱える課題に対応する児童・生徒・学生などへの支援の充実

- ◆児童・生徒・学生等の抱える学校生活における悩み等に対応する、学校内外の相談支援体制の整備に努めます。
- ◆学校生活の悩みを抱える児童・生徒・学生等の学習・集団生活に対する個別支援を行います。
- ◆いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、関係機関による情報共有や連携した取組を推進します。
- ◆いわゆるヤングケアラーなど、家庭生活における悩みを抱える児童・生徒・学生等に対する、学校内外の相談支援体制の整備に努めます。
- ◆子どもの心身の発達と人格形成に重大な影響を与える児童虐待事案に対して、発生予防から虐待を受けた子の自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、関係機関との連携や相談支援体制の強化を図ります。

事業名	事業内容	担当課等
教育相談（いじめ問題含む）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる、学校生活における悩みや心配事に関する相談を実施することで、保護者の教育に対する不安軽減と解消を図るとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	学校教育課
ヤングケアラーへの支援の充実	通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親や祖父母、きょうだいなどの世話や介護を日常的に行っている18歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー」の支援に向けた相談支援体制の構築に努めるとともに、町内の児童生徒における状況把握を図ります。	子育て支援課 学校教育課 保健福祉課
子ども家庭支援ネットワークの運営	要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関等との情報交換・連携・協力や相談支援体制の強化を図ります。	子育て支援課

2 経済的困難を抱える子どもなどへの支援の充実

- ◆経済的理由により就学・進学が困難な児童生徒の保護者に対し、負担軽減等による援助を行います。
- ◆子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭の保護者に対し、生活の安定と自立を図るための支援と制度の周知を図ります。

事業名	事業内容	担当課等
ひとり親家庭等医療費助成	18歳までの子どもを養育するひとり親等とその子どもが医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成します。	子育て支援課
子どもの学習支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもを含む全ての子どもに対する学習支援や居場所づくりを行います。	子育て支援課 学校教育課
助産施設入所事業	経済的な理由により出産困難な妊産婦に対し、施設入所による助産の機会を提供します。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	子どもを養育しているひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立を支援します。	子育て支援課

3 関係機関と連携した子ども・若者への支援の充実

- ◆子ども・若者が抱える悩みへの支援を充実させるため、県や関係団体と連携・協働して実施する支援策の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課等
子どもの屋内運動場「おてひめわくわくランド」	屋内で子どもが遊び運動できる児童福祉施設の提供により、子どもの運動機会の確保、体力向上の促進を図ります。	子育て支援課
女性団体連絡協議会との連携強化【再掲】	女性セミナー等、各種事業の実施により、女性の生きがいづくり、趣味活動、仲間づくりに努め、普及啓発を推進します。	生涯学習課
チャイルドライン普及啓発事業	子どもたちの心に寄り添いながら、子どもたちが自らの力で問題解決に踏み出す手助けを目的とした子ども専用の電話である「チャイルドライン」の普及啓発を行います。	子育て支援課

4 社会全体で子ども・若者の自殺のリスクを減らす取組の推進

- ◆地域のコミュニティや町全体で、子ども・若者の健全育成を推進する取組を実施するとともに、心身ともに健やかな暮らしを見守る仕組みの構築を図ります。

事業名	事業内容	担当課等
「命に関する教育」の推進	各学校の実態に応じて、教育活動全体を通じて、「命に関する教育」を計画的・重点的に推進し、命の大切さへの理解を促進するとともに、人に対する思いやりのこころの育成を図ります。	学校教育課

5 子育てをしている保護者への支援の充実

- ◆近年の社会的要因（少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化など）や、ひとり親家庭などにより、孤立した子育てを余儀なくされている家庭に対して、きめ細かな支援を図ります。
- ◆子どもの成長やリスクの程度などに合わせ、専門職がワンストップで対応する相談体制の仕組みづくり・実施を図ります。
- ◆子育て中の親子の交流や情報交換等の場を提供します。

事業名	事業内容	担当課等
こども家庭センター【再掲】	妊娠から出産、子育てを応援する相談窓口として、地域の関係機関や関係職種と連携を図ることで、妊娠期からの子育て支援を推進していきます。	子育て支援課 保健福祉課
妊婦訪問事業	保健師による妊婦の全数面接の実施や、ハイリスク妊婦への支援プランの作成により、妊婦特有の問題に対する不安軽減と解消を図るとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	保健福祉課
赤ちゃん訪問事業	保健師による新生児及び生後2か月以内の乳児、低出生体重児の全数面接を実施し、子どもの発達や育児状況、母親の健康状態の確認をすることにより、母親の抱えがちな自殺リスクに対する不安軽減と解消を図るとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	保健福祉課
産後ケア対応事業（産後うつ）【再掲】	1か月健診において、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を用い、母親の産後に抱える問題を評価し、出産直後の早期段階から必要な助言、指導等を提供することにより、産後うつによる自殺リスクを抱える保護者に対する支援を推進していきます。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課等
乳幼児健康診査と保健指導	乳幼児健診において、保健師による保健指導を実施することにより、子育てに悩み自殺リスクを抱える保護者に対する支援を推進していきます。	保健福祉課
子ども家庭支援ネットワークとの連携強化 【再掲】	子育て支援施設や子育て団体、各関係機関とのネットワークの構築を図り、子育てに関する多様な情報の発信と支援体制を整備することにより、子育てに悩み自殺リスクを抱える保護者に対する支援を連携して行います。	子育て支援課 保健福祉課
子ども家庭相談員設置事業	子ども家庭相談員を配置し、家庭における適正な児童養育等の相談、指導を実施することにより、児童養育に対する不安軽減と解消を図るとともに、学校等関係機関と連携し児童本人の相談に対応し、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	子育て支援課
ファミリーサポート事業	保護者の緊急の用件や、就労、疾病等により、子どもの送迎や預かりの援助を必要とする場合、登録制の有償ボランティアによる子育て相互援助活動の利用を推奨し子育ての負担軽減を図ります。	子育て支援課
すくすく育児相談	子育て親子の交流の場の提供、保育専門員による育児相談の実施、子どもの身体測定の実施により、子育てに関する保護者の不安軽減と解消を図るとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	保健福祉課
子育てほっとステーション	子育てアドバイザーや子育て相談員による育児相談、保護者同士による悩みの共有や情報交換等により、子育てに対する不安軽減と解消を図るとともに、子育て親子の交流の場の提供に努めます。	子育て支援課
子育て支援サポーター派遣事業	妊婦または乳幼児がいる家庭に対し、必要な研修を修了したサポーターを派遣し、保護者に対し家事支援や育児支援を行い、育児負担の軽減を図ります。	子育て支援課
放課後子ども教室 「たのしい教室」	地区公民館等を利用し、地域の方々のご協力を得ながら、放課後の児童の安心・安全な居場所を確保し、子育ての負担軽減及び地域で助け合える関係の構築を図ります。	子育て支援課
放課後児童保育施設 「わいわいクラブ」	保護者の就労等により家庭での児童の保育が困難な場合、児童に適切な生活の場を提供し、健全育成を図ることで、子育ての負担軽減を図ります。	子育て支援課

6 ICTを活用した相談体制の整備と周知

- ◆悩みを抱える児童生徒をより効果的に支援につなげることができるよう、様々な媒体を活用した支援策を検討・実施し、アウトリーチの強化、周知を図ります。
- ◆GIGAスクール構想により小中学校児童生徒に1人1台配備されているタブレット端末を活用し、自殺リスクの把握や相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課等
タブレット端末を活用した相談窓口の設置	児童生徒に1人1台配備されたタブレット端末を活用した、オンライン上での相談窓口を開設します。	学校教育課

第6章 関連施策

第1節 生きることの包括的な支援関連施策

町の各既存事業の中から、自殺対策（生きることの包括的な支援）に資するものとして、関連事業を掲載します。各事業において、自殺対策の視点を盛り込み、取組を推進することで「誰も自殺に追い込まれることのない川俣町」の実現を目指します。

【ポイント】

- ・既存の研修等と連携した自殺対策（生きることの包括的な支援）の推進
- ・気づき役・つなぎ役となるための人材育成（ゲートキーパー研修受講推奨）
- ・生きることの包括的な支援の情報・相談先一覧の提供
- ・各分野「集まりの場」を活用した自殺対策の啓発と理解促進
- ・その他、様々な「生きることの包括的な支援」

■各関連施策と基本施策・重点施策との関連性（●）で示しています。

【基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化 …… 「ネットワーク強化」
- 2 自殺対策を支える人材の育成 …… 「人材育成」
- 3 住民一人一人の気づきと見守りの促進 …… 「啓発と周知」
- 4 生きることの促進要因への支援 …… 「生きる支援」
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 …… 「子どものSOS」

【重点施策】

- 1 高齢者に対する自殺対策推進 …… 「高齢者」
- 2 生活困窮者に対する自殺対策推進 …… 「生活困窮者」
- 3 子育てに関わる自殺対策推進 …… 「子育て」

No.	担当課	事業名 事業内容	自殺対策の視点の事業の捉え方	基本				重点		
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	子 ど も の S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者
1	総務課	行事カレンダーの発行 ・町のイベント、行政のしくみ、各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるための行事カレンダーの発行	▼行事カレンダーの中に、自殺対策に関する相談先情報を掲載することにより、町民に対し周知を図ることができる。			●				
2	総務課	住民への相談事業 ・住民への行政相談の実施	▼各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い町民を把握する上で重要となる。 ▼相談に応じる相談員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	●	●	●	●		●	●

No.	担当課	事業名 事業内容	自殺対策の視点の事業の捉え方	基本					重点		
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	子ども のSOS	高齢者	生活 困窮者	子育て
3	総務課	交通安全対策に関する事務 ・交通事故に関する相談や助言等の実施	▼交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼相談者にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる。 ▼相談に応じる職員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	●	●	●	●			●	
4	町民税務課	税、保険料の賦課、減免 ・課税対象者に対する税(料)賦課時の減免要件及び状況の共有	▼税、保険料の賦課時に減免要件を有する対象者の情報を関係機関で共有することで対象者の負担を軽減できる可能性がある。 ▼当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。	●					●	●	
5	町民税務課	薬物乱用防止事業 ・薬物乱用防止のための啓発活動の推進 ・地域社会に根ざした活動の効果的な実施 ・薬物乱用を許さない環境づくりの強化	▼薬物を乱用している人は、様々な問題を抱え自殺リスクの高い可能性がある。 ▼指導員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。		●	●					
6	町民税務課	消費生活対策事業 ・消費者相談・情報提供 ・消費者教育・啓発 ・消費者団体活動支援	▼消費生活上の困難を抱える町民は、自殺リスクの高い可能性がある。 ▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。 ▼消費生活相談員を設置することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	●	●					●	
7	町民税務課	公害・環境関係の苦情相談 ・公害・環境に関する苦情や相談受付	▼自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。 ▼公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報として活用できる可能性がある。	●			●		●	●	●
8	町民税務課	税、保険料の納税相談事務（分納等計画納税の相談） ・経済的理由により納税が困難な町民に対する分割納付等の納税方法の相談	▼税、保険料を納期限までに納付できない町民には、生活面で深刻な問題を抱えている状況にある可能性が高いため、そうした相談を支援のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談に応じ、徴収を行う職員等がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	●	●		●		●	●	
9	保健福祉課	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・施策実施 ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定 ・計画に基づく施策の実施	▼介護及び高齢者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。	●			●		●		

No.	担当課	事業名 事業内容	自殺対策の視点の事業の捉え方	基本					重点		
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	子ども のSOS	高齢者	生活 困窮者	子育て
10	保健福祉課	要介護認定（調査）に関する事務 ・ 要介護認定に係る調査	▼介護は本人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる可能性もある。 ▼認定調査は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い町民との接触機会として活用し得る。 ▼介護認定を通じて本人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼認定調査の際に、心の健康や相談機関に関する相談があれば、関係機関と連携し、生きる支援につなげる。 ▼認定調査員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	●	●	●			●		
11	保健福祉課	介護・高齢者総合相談事業 ・ 高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談	▼介護は本人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。 ▼介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や本人が抱える様々な問題や自殺リスクの早期発見と支援の推進を図ることができる。 ▼相談に際して、相談機関と連携し効果的な支援ができる。			●	●		●		
12	保健福祉課	介護職員初任者研修補助事業 ・ 介護職員の育成・人材確保・定着 ・ 研修に係る諸費用の補助	▼介護は本人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。 ▼介護職員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。 ▼介護は従事者にかかる負担も大きいため、ゲートキーパー研修の中で、抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、支援者（介護職）への支援の充実に向けた施策にもなり得る。	●	●				●		
13	保健福祉課	家族介護教室委託事業 ・ 家族介護教室の開催 ・ 在宅介護の支援 ・ 町地域包括支援センターへの委託事業	▼家族の負担軽減を通じて、介護の負担から起こる殺人や心中等の防止に寄与し得る。 ▼家族との接触を通じて、支援者（家族）の異変を察知する機会ともなり得る。 ▼家族介護教室の参加者に対して、こころの健康や相談機関一覧に関するリーフレットを配布することにより、支援者への効果的な普及啓発を図ることができる。			●	●		●		
14	保健福祉課	養護老人ホームへの入所 ・ 65 歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き支援	▼老人ホームへの入所手続きの中で、本人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について早期発見と支援の推進を図ることができる。				●		●	●	
15	保健福祉課	地域リハビリテーション活動支援事業 ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言する等の、関係機関との連携による介護予防の取組についての総合的な支援 ・ 町民主体の通いの場等を対象とする集団及び個別指導の実施 ・ 身体能力低下のある高齢者の生活実態把握 ・ 実務者会議への参加による、ケアマネジメント支援の実施	▼各種専門職のスタッフがゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。		●				●		

No.	担当課	事業名 事業内容	自殺対策の視点の事業の捉え方	基本					重点		
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	子ども のSOS	高齢 者	生活 困窮 者	子育て
16	保健福祉課	障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定・施策実施 ・障がい者基本計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定 ・計画に基づく施策の実施	▼障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。	●			●				
17	保健福祉課	障がい児支援に関する事業 ・児童発達支援事業 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・障がい児相談支援	▼障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者の負担軽減に加え自殺リスクの軽減にも寄与し得る。				●				●
18	保健福祉課	障がい者訓練等給付に関する事業 ・就労継続支援（A型・B型） ・共同生活援助 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・自立生活援助	▼障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●							
19	保健福祉課	障がい者差別解消推進事業 ・障がいを理由とする差別の解消を推進 ・障がい者基幹相談支援センターに相談窓口を設置 ・町民や民間事業者等に対する周知・啓発	▼センターで相談対応にあたる職員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。		●						
20	保健福祉課	障がい者虐待の対応 ・障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつなぐ機会にもなり得る。	●							
21	保健福祉課	DV総合相談 ・DVに関する相談、支援等の実施	▼DV被害者の中には自殺リスクの高い人も含まれる。 ▼DV被害者の支援にあたる職員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。		●		●				
22	保健福祉課	地域福祉計画策定・施策実施 ・地域福祉計画において目指す「誰もが笑顔で元気に暮らせるまち かわまた」の実現へ向けた計画に基づく施策の実施 ・地域町民や民間団体の自主的な福祉活動の支援 ・地域町民の多様な福祉ニーズに対応するため、地区特性を踏まえた町民の意見を地域福祉計画の推進に取り入れる仕組みの調整	▼地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークや各会議体はその連動を進める上での要となり得る。 ▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることも可能となる。 ▼地域における見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。 ▼計画の次期改訂の際には、計画の中で自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。	●			●	●	●	●	●
23	保健福祉課	ひとり暮らし等施策（自立支援ホームヘルプサービス） ・在宅で日常生活を営むために支障があるひとり暮らし世帯及び高齢者のみの世帯に属する高齢者を対象とし、ホームヘルパーの訪問による、掃除、洗濯等の日常生活上の支援 ・町社会福祉協議会への委託事業	▼ホームヘルパーがゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。		●		●		●		

No.	担当課	事業名 事業内容	自殺対策の視点の事業の捉え方	基本					重点		
				ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	子 ど も の S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	子 育 て
24	保健福祉課	ふれあい相談員設置事業 ・要支援者のニーズ発見の強化及び緊急通報体制の強化を目的とし、各地区民生委員に対して設置 ・町社会福祉協議会への委託事業	▼ふれあい相談員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	●	●			●	●	●	●
25	保健福祉課	健康増進計画推進事業 ・健康づくり推進協議会の運営	▼計画の次期改訂の際には、計画の中で自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。				●				
26	保健福祉課	健康教育に関する普及啓発事業 ・健康教育講座(精神保健・母子保健)等の実施	▼保健協力員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。		●	●		●	●		●
27	保健福祉課	働く世代の健康づくり事業 ・福島県主催の「働きざかり検討部会」へ出席、情報共有	▼検討部会において、他市町村の自殺対策の動向等について情報を得ることで、町での自殺対策への情報収集となる。	●							
28	保健福祉課	生活習慣病予防 ・集団検診後、生活習慣病予防に関する情報提供の実施	▼健康診断の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関につないだりするなど、支援への接点となり得る。 ▼生活習慣病予防に関する情報提供に併せて、こころの健康や相談機関に関するリーフレットを配布することにより、町民に対する効果的な普及啓発を図ることができる。	●		●					
29	保健福祉課	離乳食教室の実施 ・取り分け食の調理実習や試食を含めた、離乳食に関する教室を開催	▼離乳食に関する相談を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りをすることにより、問題を早期に発見し対応するための機会となり得る。	●			●				●
30	保健福祉課	歯科健康診査（2歳6か月児、3歳未満児） ・幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導の実施	▼子どもに対する歯科健診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する機会となり得る。 ▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は自殺対策にもなり得る。	●			●			●	●
31	保健福祉課	保健協力員事業 ・地域の中で健康づくり活動を推進するための連絡会、懇談会の開催 ・虐待予防、処遇困難事例、高齢者自立支援のための地域支援ケアネットワークづくりの実施 ・地域保健活動ボランティア合同研修会の開催 ・健康づくり功労者表彰の実施 ・健康に関する知識習得のための研修会開催 ・健康相談や健康普及料理教室等、町民への周知及び参加促進 ・健康づくり月間を中心とした、保健センターの実行委員会による健康づくりイベントの開催 ・町民への健康づくり月間の周知・広報 ・健康づくり月間における運動普及推進員協議会主催による「正しく安全なウォーキング大会」開催支援	▼研修会等の場で自殺対策も取り入れることで、担当地区内での自殺予防に寄与し得る。 ▼保健協力員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	●	●	●					

No.	担当課	事業名 事業内容	自殺対策の視点の事業の捉え方	基本					重点		
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	子ども のSOS	高齢 者	生活 困窮 者	子育 て
32	保健福祉課	食生活改善推進員の養成講座 ・食生活改善推進員の養成	▼食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクの高い町民も含まれる。 ▼推進員の養成講座の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れる可能性がある。		●	●					
33	保健福祉課	健康づくり・介護予防運動推進員 ・高齢者クラブの運営等を通じた町民参加による保健活動の推進 ・ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者と交流を図り、助け合い支えあう地域づくりを推進するために健康づくり推進員を養成 ・健康づくり推進員協議会の活動支援 ・運動推進員が地区公民館・集会所において、健康づくり・介護予防運動の啓蒙指導を実施	▼推進員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。 ▼地区において閉じこもりがちな高齢者に対し、体操教室の参加を促すことにより推進員がリスクの高い高齢者を行政につなぐ等、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性が考えられる。	●	●				●		
34	保健福祉課	重複多受診者訪問指導 ・国保レセプト情報により、被保険者の重複多受診傾向にある者を抽出し、町保健師により適正受診のため訪問指導を実施	▼医療機関を頻回・重複受診する被保険者の中には、地域で孤立状態であったり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱えていたりすることを理由に、自殺リスクが高い町民も含まれる。 ▼訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	●							
35	政策推進課	雇用労働対策費 ・求職者の就労相談 ・内職の求人求職相談 ・就職面接会 ・就労支援セミナー等の実施 ・個別就職相談会の実施	▼求職者への就労支援は、重要な生きる支援である。 ▼就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも必要に応じて適切な支援先へつなげる等の機能を果たし得る。 ▼個別就職相談会については毎月1回必ず実施し、定期的に失業者を支援している。				●			●	
36	政策推進課	創業支援事業 ▼セミナーにおいて、自殺対策に関連する講演の機会を設けることで、経営者に心の健康の重要性を訴える機会とし得る。	▼セミナーにおいて、自殺対策に関連する講演の機会を設けることで、経営者に心の健康の重要性を訴える機会とし得る。	●		●					
37	政策推進課	中小企業資金融資 ・中小企業に対する経営安定化に向けた、低利の融資制度実施 ・信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助	▼融資の機会を通じて企業の経営状況及び経営者の現状を把握することにより、経営難に陥り自殺リスクの高い可能性のある経営者の情報を把握し、適切な支援先へつなげる等の機能を果たし得る。 ▼中小企業の経営安定化を図ることにより、経営者のみならず従業員の就業継続につながり、経済面での安定を確保し貧困による自殺を防止する。	●			●			●	
38	建設水道課	水道料金徴収業務 ・料金滞納者に対する料金徴収（集金）事務 ・給水停止執行業務	▼水道使用料を滞納している世帯は、税や他の料金も滞納している例もあるため、関係各課との情報共有を図ることにより、自殺リスクの高い町民を把握、支援することができる。 ▼滞納者に対する水道料金の督促状に、自殺関連に関する相談先情報を掲載することで、自殺対策の情報周知が図れる。	●		●				●	

No.	担当課	事業名 事業内容	自殺対策の視点の事業の捉え方	基本					重点		
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発と 周知	生 きる 支 援	子 ども の S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	子 育 て
39	学校教育課	特別支援就学に関する事務 ・ 特別に支援を要する児童・生徒に対する関係機関との連携 ・ 障がい及び発達の状態に応じた相談と対応	▼特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱えている可能性がある。 ▼各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、困難の軽減に寄与し得る。 ▼児童・生徒の保護者の相談にも応じることで、保護者自身の負担感の軽減になり得る。	●			●	●			●
40	学校教育課	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務 ・ 経済的理由による就学困難な児童・生徒に対する給食費、学用品等の補助 ・ 特別支援学級在籍者に対する就学奨励費の補助	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童生徒とその保護者は、その他にも様々な問題や困難を抱えている可能性がある。 ▼費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。 ▼相談に応じる職員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	●	●	●	●	●		●	●
41	学校教育課	奨学金に関する事務 ・ 奨学金の支給	▼支給対象の学生との面談時に、家庭状況やその他の問題等について聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になる。 ▼支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図ることもできる。 ▼面談を行う職員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	●	●	●		●			●
42	学校教育課	学級満足度調査 ・ 児童生徒の心理面や学級集団の把握 ・ 学級経営や授業の改善	▼客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援の接点になり得る。	●				●			●
43	学校教育課	生活指導・健全育成（福祉専門家による健全育成の推進強化） ・ 社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉の専門家による健全育成の推進強化	▼保護者に対して福祉の専門家が直接対応し、子育てをはじめとする様々な相談に応じることで、家庭の直面している問題に早期に気づき、適切な関係機関につなげるなど、必要な支援への窓口となり得る。 ▼専門家から相談リーフレットの配布をしてもらうことで、児童生徒に様々な相談先の情報を周知する機会ともなり得る。	●		●	●	●			●
44	学校教育課	登校サポートボランティア派遣 ・ 元校長や教員経験者、臨床心理士等の連携による不登校児童生徒への対応 ・ 一日も早い学校への復帰を目指し一人一人の状況に応じた学習やグループ活動の実施 ・ 児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できる支援	▼不登校の子どもは本人だけでなく、その家庭も様々な問題を抱えている可能性がある。 ▼ボランティアがゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	●	●			●			●
45	学校教育課	不登校児童生徒支援事業 ・ 不登校児童生徒(小中学生)を対象にした適応指導教室の設置 ・ 不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習、生活指導等の実施 ・ 不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施	▼不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性がある。 ▼指導教室の指導員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。 ▼また、不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の支援の接点になり得る。	●	●		●	●			●

No.	担当課	事業名 事業内容	自殺対策の視点の事業の捉え方	基本					重点		
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	子 ど も の S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	子 育 て
46	学校教育課	リフレッシュデーの開催 ・不登校や不登校傾向にある児童及び生徒やその家族に対し、日常と違う生活環境の中での体験活動や交流活動等の機会と場所の提供 ・自分の良さを見つめ直し、困難に立ち向かうたくましい体や友達を思いやるやさしい心など「生きる力」を身に付ける機会と場の提供	▼不登校の子どもとその家族が相互に交流できる機会を提供することで、当事者同士のつながりの形成と強化を図ることができる。	●			●	●			●
47	子育て支援課	子ども家庭支援ネットワーク（児童虐待防止） ・関連機関の連携による児童虐待防止対策の推進（児童虐待SOS、養育支援訪問事業など）	▼子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示すひとつのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐことが、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。	●	●	●	●	●		●	●
48	子育て支援課	特定非営利活動法人コミュニティちゃばたけによる子育て支援 ・地域における子育て支援の推進と活動の促進	▼ファミリーサポート事業等各種子育て支援関連事業の実施を通して、不安や悩みを抱える保護者を、行政につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担うことができ、ニーズに合った支援の提供につながる。	●	●	●					●
49	子育て支援課	児童扶養手当支給事務 ・児童扶養手当の支給	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。 ▼扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある町民との接触窓口として活用し得る。 ▼扶養手当の手続き等の際に、こころの健康や相談機関一覧に関するリーフレットを配布することにより、効果的な普及啓発が図られる。			●	●				●
50	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費助成事業 ・ひとり親家庭等医療費の助成	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、問題の早期発見と対応への接点になり得る。 ▼手続き等の際に、こころの健康や相談機関一覧に関するリーフレットを配布することにより、効果的な普及啓発が図られる。			●	●			●	●
51	子育て支援課	子ども・子育て支援事業計画の推進 ・子ども・子育て支援事業計画に基づく事業推進	▼子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ることができる。	●	●	●	●	●		●	●
52	子育て支援課	出産祝い金 ・赤ちゃんの出生を祝い、健やかな成長を願い、第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円を保護者に支給	▼町税等に滞納がある場合、支給されない。家庭の経済状況等を把握することにより、自殺のリスクを抱える家庭を支援する。							●	●

No.	担当課	事業名 事業内容	自殺対策の視点の事業の捉え方	基本					重点	
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発と 周知	生 きる 支 援	子 ども の S O S	高 齢 者	子 育 て
53	子育て支援課	小・中学校入学祝金 ・小中学校に入学する児童を養育している保護者に5万円を支給	▼町税等に滞納がある場合、支給されない。家庭の経済状況等を把握することにより、自殺のリスクを抱える家庭を支援する。							● ●
54	子育て支援課	かわまた認定こども園 (子育て支援センター) ・認定こども園(子育て支援センター)における保育・育児相談の実施 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	▼保育教諭等がゲートキーパー研修を受講することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	●	●	●		●		●
55	子育て支援課	わいわいクラブ等利用料 ・滞納者への納入勧奨 ・納入しやすい環境の整備 ・収納業務の強化	▼利用料等を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えて払いたくても払えない状態、かつ、様々な困難を抱えている可能性がある。 ▼収納担当の職員がゲートキーパー研修を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。		●	●				●
56	子育て支援課	巡回支援専門員 ・認定こども園、療育施設等の巡回による児童の確認 ・支援対象児童への対応について、保育教諭、介助員、保護者等にアドバイスの実施	▼支援が必要な子どもを抱える保護者の子育ての悩みを把握し、指導助言をすることにより、自殺のリスクを軽減し得る。		●			●		●
57	生涯学習課	青少年育成 ・青少年育成協議会の開催 ・青少年の主張大会の開催 ・各地区育成会への補助金交付 ・青少年非行防止のための街頭啓発活動 ・青少年健全育成のための広報啓発活動	▼総会等の際に、青少年の自殺の現状と対策について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取組内容について理解を深めることができる。 ▼青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱える青少年との接触を図れる可能性がある。 ▼協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有することで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。 ▼地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある。 ▼広報啓発に併せ、自殺対策関連リーフレット等を配布することで、若年層に向けて情報の周知を図ることができる。	●		●	●	●		
58	生涯学習課	20歳の集い ・20歳の集いの開催	▼式典において、自殺対策関連リーフレット等を配布することで、若年層に向けて情報の周知を図ることができる。			●				
59	生涯学習課	おじまふるさと交流館の運営 ・交流館の運営委託(若年層から高齢者まで利用)	▼交流館を啓発活動の拠点とし、自殺対策関連リーフレットを配布することにより、住民に対する情報提供の場として活用し得る。			●				

No.	担当課	事業名 事業内容	自殺対策の視点の事業の捉え方	基本					重点		
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	子ども のSOS	高齢者	生活 困窮者	子育て
60	生涯学習課	羽山の森美術館の運営 ・美術館の運営委託	▼美術館を啓発活動の拠点とし、自殺対策関連リーフレットを配布することにより、住民に対する情報提供の場として活用し得る。			●					
61	生涯学習課	図書室の管理 ・町民の生涯学習の場としての読書環境の充実 ・読み聞かせ会の開催など幼児教育サービスの提供	▼図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策関連リーフレットの配布、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携することにより、住民に対する情報提供の場として活用し得る。			●		●			●

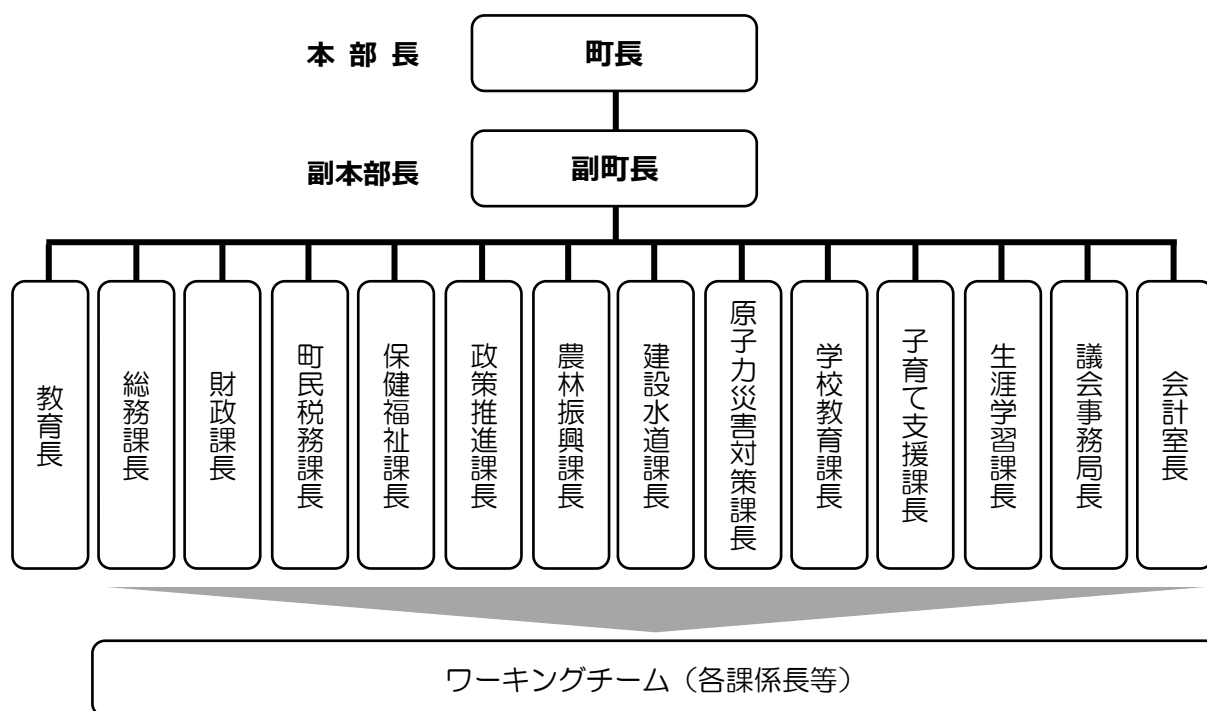
第7章 自殺対策推進体制

第1節 自殺対策組織の関係図

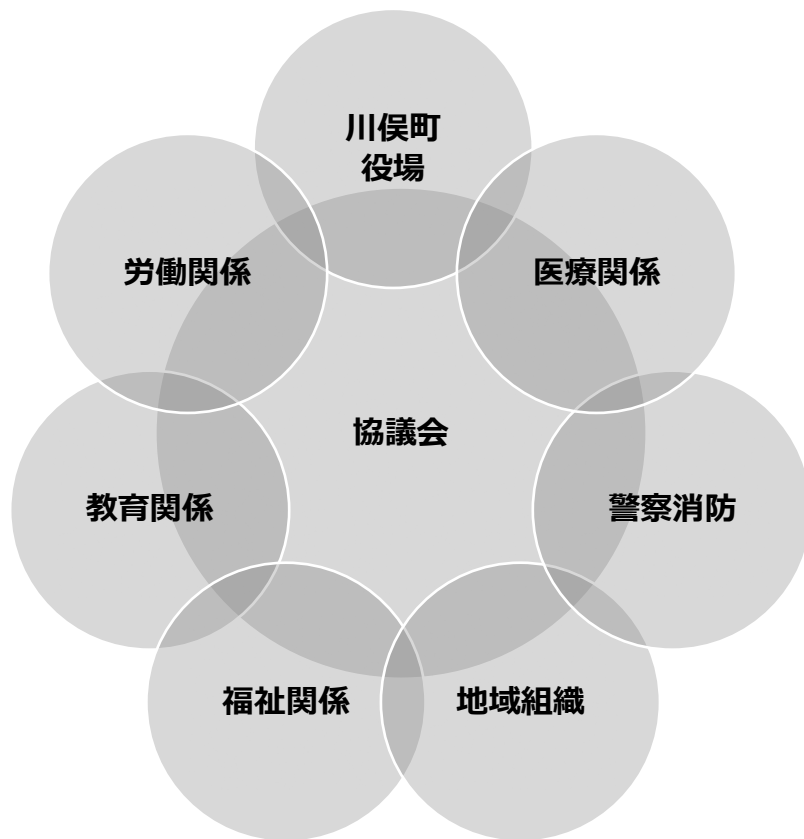
「誰も自殺に追い込まれることのない川俣町」の実現を目指して、庁内に「川俣町のち支える自殺対策推進本部」を設置することで、全庁的に関連施策の推進を図り、庁外に各分野の関係機関で構成される「川俣町のち支える自殺対策推進協議会」を設置することで、各関係者の連携のもと総合的かつ効果的に町の自殺対策を推進していきます。



<川俣町のち支える自殺対策推進本部図>



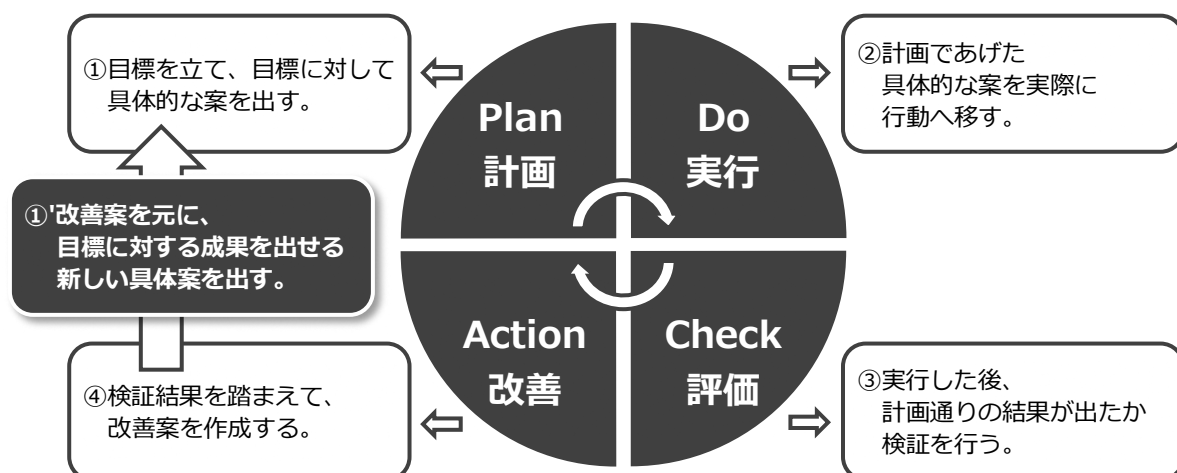
＜川俣町のち支える自殺対策推進協議会図＞



第2節 主な評価指標と検証・評価

本計画の主な評価指標を次のとおりとし、川俣町のいのち支える自殺対策推進協議会において、町の自殺の現状や対策の取組状況と進捗状況を検証・評価し、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

<PDCAサイクルのイメージ>



1 基本施策に対する現状値と目標値

(1) 地域におけるネットワークの強化

評価項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①いのち支える自殺対策推進本部開催数	3回/年	3回/年
②いのち支える自殺対策推進協議会開催数	3回/年	3回/年

(2) 自殺対策を支える人材の育成

評価項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①町職員対象のゲートキーパー養成講座受講率	0.0%	職員の80.0%
②一般町民対象のゲートキーパー養成講座開催数	0回	1回以上/年
③関係機関等のゲートキーパー養成講座開催数	0回	1回以上/年
④ゲートキーパー養成講座受講者のうち「自殺対策についての理解が深まった」と回答した人の割合 (講座終了時アンケート)	0.0%	70.0%以上

(3) 住民一人一人の気づきと見守りの促進

評価項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①啓発リーフレット全戸配布	全戸	全戸
②「こころの健康」講演会開催数	1回/年	1回/年
③「こころの健康」講演会の参加者のうち「参加してよかった」と回答した人の割合（講演会終了時アンケート）	60.0%	70.0%以上
④「広報かわまた」での啓発	1回/年	1回以上/年
⑤「町ホームページ」での啓発	1回/年	1回以上/年
⑥「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」の認知度（次期計画策定時アンケート）	41.4%	70.0%以上
⑦「ゲートキーパー」の認知度（次期計画策定時アンケート）	17.5%	70.0%以上

(4) 生きることの促進要因への支援

評価項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①意見交換会（リスクコミュニケーション）の開催数	0回	2回
②放射線（原発事故）に関する教育	各学年2回以上	各学年2回以上
③事業所向けメンタルヘルス研修	1事業所	1事業所
④勤労者、農業者、自営業者対象のメンタルヘルス研修開催数	0回	1回
⑤町職員のストレスチェック実施	1回	1回
⑥学校職員のストレスチェック実施	1回	1回

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

評価項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①SOSの出し方教育実施のための研修	0回	1回以上/年
②SOSの出し方教育の実施	0回	各小中学校 1回以上/年

2 重点施策に対する現状値と目標値

(1) 高齢者に対する自殺対策推進

評価項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①地域ケア会議（町レベル）開催数	3回	3回
②地域ケア会議（個別レベル）開催件数	3回	3回
③認知症初期集中支援相談件数	5件	5件
④認知症サポーターのゲートキーパー養成講座受講率	0.0%	50.0%
⑤特定健康診査の受診率	45.0%	50.0%
⑥後期高齢者健康診査の受診率	32.0%	35.0%
⑦「いきいき快善体操」グループ数	16グループ	20グループ
⑧サロン等の地域資源数	136か所	145か所
⑨かわまた健康ポイント事業「ふくしま健民カード」発行枚数	150枚	200枚

(2) 生活困窮者に対する自殺対策推進

評価項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①生活困窮者自立支援相談件数	12件	10件以上／年
②生活困窮者支援調整会議対象件数	7件	5件以上／年

(3) 子育てに関わる自殺対策推進

評価項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①こども家庭センター相談件数	120件	150件
②赤ちゃん訪問実施率	100.0%	100.0%
③エジンバラ産後うつ病質問結果によるハイリスク者に対する支援実施率	100.0%	100.0%
④妊婦訪問実施率	100.0%	100.0%

資料編

第1節 計画の策定経過

年 月 日	会議・内容など
令和5年6月22日	第1回川俣町のち支える自殺対策推進協議会 ・委員会・協議会の運営について ・3計画共通策定方針（案）について ・計画骨子（案）及びアンケート調査実施について
令和5年7月10日 ～令和5年7月28日	アンケート調査の実施 ・調査対象者：町内在住で16歳以上の人 920人 ・調査方法：郵送配布・郵送回収 ・調査期間：令和5年7月10日～令和5年7月28日 （8月15日到着分まで集計） ・回収率：回収数234件（回収率25.4%）
令和5年10月23日	第1回川俣町のち支える自殺対策推進本部 ・第2次川俣町のち支える自殺対策計画の策定方針について ・第2次川俣町のち支える自殺対策計画骨子について ・こころの健康に関するアンケート調査結果について
令和5年11月27日	第2回川俣町のち支える自殺対策推進本部 ・第2次川俣町のち支える自殺対策計画（素案）について ・パブリックコメントの実施（案）について ・今後のスケジュール（案）について
令和5年12月7日	第2回川俣町のち支える自殺対策推進協議会 ・第2次川俣町のち支える自殺対策計画（素案）について ・パブリックコメントの実施（案）について ・今後のスケジュール（案）について
令和5年12月14日 ～令和5年12月27日	パブリックコメントの実施
令和6年1月22日	第3回川俣町のち支える自殺対策推進本部 ・パブリックコメントの結果について ・第2次川俣町のち支える自殺対策計画（原案）について
令和6年1月25日	第3回川俣町のち支える自殺対策推進協議会 ・パブリックコメントの結果について ・第2次川俣町のち支える自殺対策計画（原案）について

第2節 川俣町のち支える自殺対策推進本部設置要綱

（設置）

第1条 川俣町における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、川俣町のち支える自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- （1）自殺対策の計画及び調整に関すること。
- （2）自殺対策における庁内及び関係機関との連携強化に関すること。
- （3）その他自殺対策の推進に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、町長・副町長・教育長・総務課長・財政課長・政策推進課長・町民税務課長・保健福祉課長・農林振興課長・建設水道課長・原子力災害対策課長・学校教育課長・子育て支援課長・生涯学習課長・議会事務局長・会計室長をもって組織する。

2 推進本部に、本部長及び副本部長を置く。

3 本部長は町長、副本部長は副町長をもってこれにあてる。

（会議）

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

（ワーキングチーム）

第5条 推進本部の円滑な運営のため、必要に応じ推進本部にワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームの構成員は本部員の推薦する者をあて、ワーキングチームの長は保健福祉課地域福祉係長をもってあてる。

（庶務）

第6条 推進本部の庶務は、保健福祉課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第72号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

第3節 川俣町のち支える自殺対策推進協議会設置規則

（趣旨）

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、本町における自殺対策計画策定及び自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、川俣町のち支える自殺対策推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- （1）自殺対策推進計画の策定に関すること。
- （2）自殺対策推進計画策定のための調査等に関すること。
- （3）自殺対策推進について、関係機関及び関係団体等の連携と協力に関すること。
- （4）その他自殺対策の推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）保健福祉及び医療関係者
- （3）地域活動団体等関係者
- （4）その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長等）

第5条 協議会に、会長及び副会長をおき、委員の中から互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（関係者の出席）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課において行う。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

第4節 川俣町のち支える自殺対策推進協議会委員名簿

番号	委員（選出） 区 分	団 体 等 名 称	役職名	委員名
1	保健・福祉・医療 （福祉関係）	川俣町民生児童委員協議会	会長	齋藤 金男
2	保健・福祉・医療 （福祉関係）	川俣町地域包括支援センター	所長	宮口 正稔
3	保健・福祉・医療 （医療関係）	一般社団法人川俣医師会	代表理事	鈴木 秀
4	保健・福祉・医療 （医療関係）	川俣町薬剤師会	顧問	櫻井 英夫
5	保健・福祉・医療 （障害者福祉）	特定非営利活動法人 絆	理事長	佐藤 俊一
6	地域活動団体等 （福祉関係）	社会福祉法人 川俣町社会福祉協議会	会長	佐藤 武二
7	地域活動団体等 （労働関係）	川俣町商工会	会長	古俣 猛
8	地域活動団体等 （労働関係）	川俣地区労働福祉協議会	会長	佐久間 千穂
9	その他 （警察）	福島警察署 川俣分庁舎	刑事第一課長代 理兼生活安全課 長代理兼刑事第 二課長代理	高野 克浩
10	その他 （消防）	伊達地方消防組合 中央消防署	南分署長	菅野 敬三
11	地域活動団体等 （子育て世代）	川俣町PTA連絡協議会	会長	池田 義寛
12	学識経験者 （教育関係）	川俣町小・中学校長会	川俣中学校長	佐藤 力夫
13	保健・福祉・医療 （福祉関係）	県北保健福祉事務所	保健福祉課長	加藤 孝志

第2次
川俣町のち支える自殺対策計画

発行年月 令和6年3月

発行 福島県川俣町

編集 川俣町 保健福祉課

〒960-1492

福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地

電話 024-566-2111

FAX 024-566-2438

URL <https://www.town.kawamata.lg.jp/>